0024148000

0024148-000

DE4－6

世界大戦中主要交戦国の採れる経済謀略

日満財政経済研究会

1938

ADD

世界大戰中主要交戰國の採れる經濟謀略

日滿財政經濟研究會

DE4
6

國會圖書館
43.11.12
書籍納庫

775394

例言

所謂總力戰に於ける經濟謀略の重要性に關して近時頻りに論議せられるが、之に關する文獻は未だ極めて稀である。

本編は本會調査員の執筆に係り、各種參考資料に基き世界大戰中主要交戰國の採れる經濟謀略に關し其の一班を示せるものである

昭和十三年七月

日滿財政經濟研究會

世界大戰中主要交戰國の採れる経済謀略

目　次

第一章　経済謀略の概念及重要性……一
第二章　世界大戰の實績を基礎とせる経済謀略……六
第一節　敵國重要資源の占領又は破壞……六
第二節　疫病戰法……一二
第三節　同盟國に対する財政的援助……一四
第四節　財政金融の威嚇攪乱……一六
第五節　敵國國民経済の封鎖……一九
(一)　経済封鎖の意義……一九
(二)　経済封鎖の実行性……二三
(三)　被封鎖國の対策……二五
第三章　世界大戰中主要交戰國の採れる敵國國民経済の封鎖……二九
第一節　概略……二九
第二節　通商及支拂の禁止……三二

(一) 英國……三二
(二) 佛國……五〇
(三) 伊太利……五五
(四) 葡萄牙……五八
(五) 露西亞……六二
(六) 北米合衆國……六五
(七) 独逸……六六
第三節 海上封鎖……六九
(一) 英國……六九
(二) 佛國……七九
(三) 伊太利……八四
(四) 独逸……八五
(五) 墨洪國……八九
第四節 敵財産の處分……九一
(一) 英國……九一
(二) 佛國……一〇六
(三) 伊太利……一一八
(四) 葡萄牙……一二二
(五) 露西亞……一二九
(六) 北米合衆國……一三九
(七) 独逸……一四一
第五節 反獨運動……一四五
(一) 英國……一四五
(二) 佛國……一四八
(三) 伊太利……一五〇
(四) 葡萄牙……一五三
(五) 露西亞……一五四
(六) 北米合衆國……一五七
第四章 日本の対独経済謀略……一五九
第一節 日本の獨逸商業対抗策……一五九

第二節　青島及山東省に於ける経済活動……一六七
第三節　他領南洋諸島に於ける経済活動……一七七
第四節　巴里経済會議に対する態度……一七八
参考引用文献……一七〇

世界大戰中主要交戰國の採れる経濟謀略

第一章　経濟謀略の概念及重要性

嘗て米國參謀總長マツカーサー將軍は、其の産業動員計画案公表に際して、世界大戰に於て交戰諸國の遭遇せる産業上の諸経驗として次の一項を掲げて居る。

「敵國の産業及経濟組織は凡ゆる方法を以て攻撃された。即ち聯合國は武力封鎖及中立國の圧迫に依り、独乙は聯合國の海上通商に対する潛水艦攻撃に依りて之を行つた」

同氏は更に戰時に於ける外國貿易政策を論じて、「戰時の外國貿易は中立國を圧迫し、敵國に打撃を与ふる為に利用し得る」旨を指摘して居る。

又大戰中、米國戰時産業局長ベイラツク氏は、一九三一年三月戰時政策審議会に於て次の如く述べて居る。

「近代戰爭は、國民の全力が為し得る限り短期間に、我々が発明し若くは使

用し得る凡ゆる破壊的な物的勢力を用ひて敵を撃破することのみならず、凡ゆる政治的孤立及徐々の、而して時には狡猾なる経済的抑圧の過程に抗して働くことを要する」

更に別項に於て、「近代戦争に於ては、軍時上の争闘と殆ど同様に重要となつた経済闘争に失敗せざる為め、全世界に対して経済上の優越性を保持する事が必要である」と述べて居る。

昭和九年陸軍省軍事調査部編「近代国防の本質と経済戦略」中に次の如く論じて居る。

「交戦国は単に自国の経済を統制して自給自足を固めるのみならず、進んで敵国の経済を打破し、其の国家組織を崩壊し、或は少くも敵国をして戦争遂行を困難又は不可能ならしむる如き目的の為め、攻勢的な経済戦略を実行する事が肝要である」

経済戦略として普通に認められてゐるものは

一、敵国重要資源の占領又は破壊

二、敵国々民経済の封鎖

三、長期大規模の持久戦により敵国経済を疲弊せしめ、思想攻撃と相俟つてする敵国組織の崩壊

等であるが、是等の戦略の外に将来戦争に於ては、経済の直接運用に依る経済攻撃作戦が実施せらるるであらう。之が為め如何なる作戦を採る可きやは、文戦国が其の平時より用意する所に基いて自主的に決定すべきものであるが、佛軍主計総ラポート氏は之が為め、

一、重要資源又特殊品等の買占

二、敵国市場の攪乱

等を指摘して居る。今、此種経済攻撃作戦として考へらるるものは、

一、貿易方面

1. 放下資本並に貸借関係の急激なる移動
2. 某商品の女男実需に影響ある程度の大量投機（買占、投売等）
3. 某国に取つて致命的必要品の供給攪乱の為めにする策動
4. 某国貿易決済資料たる産業部門製品に対する、人為的の急激なる競争生

産業に投資強行。

二　運輸方面

イ　傭船、舶船供給に関し攻撃的策動

ロ　新造船、中古船需給に関し放下資本の威力利用

三　通信方面

國際通信網に於ける放下資本の利用、又は之に対する妨害政策の強行等であらう。其の他思想戰部門を通じて作用する経済攻撃の威力は、往々にして強烈なる効果を発揮するものである。

風雲將に急ならんとするに方り、予め準備する所に基く神速且積極的なる経済攻撃の果敢なる遂行は、場合によつては戰はずして既に敵の戰意を挫き、然らざるも戰爭の推移に重大なる影響を及ぼすに至るであらう。今々武力戰と併行して経済戰が國防の重要なる一作戰部門であることは、世界列強兵學界の通念となりつゝある。

更に独乙アドルフ・カスパーリ博士は、過去諸戰役の史的考證を基礎として著述したる「経済戰略と戰爭指導」の結論に叫んで曰ふ

「欧洲に於ける將来の戰爭は頗る機動的で、会戰は少いが不意の急襲が多く、而も経済的情勢と政略とに関係する所甚しく、会戰間隔は長くて合縁連衡が策せられ、経済及政略に依つて戰爭の勝敗が決せらるるであらう」

「経済上の関係は少くも軍事上の関係と同様に重要なるを以て、戰爭指導は常に理論的に軍事的破壞目的のみを企図しないであらう。即ち経済戰が同時に遂行されなければならぬ。而も自國及中立國の経済を深く考慮に置く必要がある。

茲に於て、利用せうる凡ゆる手段の均衡と云ふことが戰爭指導の最高要訣である。

以上の諸説は要するに現代に於ける経済の重要さに鑑みて、戰爭に於ても凡ゆる経済的、政治的將又軍事的行動に依つて自國の経済的優越を維持すると共に、敵國経済に重圧を加へ、以て戰爭維持の能力を根本的に破壞せんとする思想の表現である。

第二章　世界大戰の實績を基礎とせる經濟謀略上述經濟謀略の中、(イ)敵國重要資源の占領又は破壞　(ロ)疲弊戰法　(ハ)同盟國に対する財政的援助　(ニ)財政金融の威嚇攪乱　(ホ)敵國國民經濟の封鎖、に就き、大戰中の實績を基礎として、順次概略を述ぶれば次の如くである。

第一節　敵國重要資源の占領又は破壞

クラウゼウイッツは戰爭を遂行するには三つの重要なる目的ありとなし、其の一は敵の武裝勢力を破壞征服すること、其の二は攻擊の物質的元素及敵軍存在の資源を占領すること、其の三は与論を我物にすることに在りとして居る。

近代戰爭の偉大なる物資の消耗性は、戰勝確保の爲め資源の重要さを著しく増大せしめた。

戰に勝つ爲には我武力を以て敵國重要資源を占領するか、占領が不可能な場合には之を破壞することが必要である。

(一)　敵國重要資源の占領

往時の戰爭に於ては首都の占領は通常戰局を終了せしめたが、最近殊に世界大戰に在つては、白耳義の如き首都を敵手に委しながらも尚且佛英両聯合國等の資源に依り物資を補給されて戰爭を持續し、佛蘭西も最初の國境会戰不利なりを知り、巴里よりボルドーに遷都を実行して其の戰爭持久の決意を示したのである。

然るに敵軍の爲め重要原料基地や工業地帶を占領され、資源を略取せられることは、戰爭補給上苦痛を感ずる所である。

独乙は世界大戰前の作戰計画として、東西二正面に対する作戰を準備しなければならなかつたが、最初國軍主力を傾けて佛軍を撃破するの方策を採つたのは、仮令露軍が独乙東部諸州を占領することあるも、之を西方に在る重要鉱工業地帶のラインランドの喪失に依る致命的打撃に比すれば、其の害が僅少であることを判断した結果に依るものであつた。

以上を世界大戰に実際に觀れば、(イ)開戰後独乙軍主力が長駆して佛蘭西北部十四縣に亘る炭田及工業地帶を占領したことは、佛蘭西工業をして全然畸形化し、其の軍需補給上非常な蹉跌を来さしめたのである。唯当時佛蘭西に

取つて幸であつた事は、同國最大の兵器会社シユナイダーの主力工場がブルガンデー及シヤーロン地方に在つて、独軍の侵すところとならなかつた一事であつた。

自耳義及北佛を占領した独乙軍は、急速に是等地方の資源利用の途を講じ、自らの軍需補給に便ならしめた為め、其の戦闘力を強化する事が出来たのである。

(ロ) 一九一五年独墺軍の波蘭進出は、露西亜をしてドムブロア地方なる炭鉄重工業の一中心地及葡萄牙地帯等を喪失せしめた。

(ハ) 一九一六年独乙軍は、ルーマニア作戦の奏効に依り、同國内の穀物及石油資源を獲得し、大に戦争経済上の利益を資にする事を得た。特に年産一千万石に上る石油資源は、予て独乙軍の垂涎措く能はざりしものであつて、当時独乙は石油缺乏の為め、飛行機の活動の如きも制限を要すると云ふ危機に瀕して居たのであつた。

一九一八年五月ブカレスト講和條約に於て、石油及穀物の引渡は最重要な條項であつた。一九一四年末英軍が艱難なる紐帯作戦を敢行したのは、一は同地方の石油資源確保を目指した為めであつた。

(ニ) 墺洪國は露軍の為めカルパーテン山脈東北一帯の地域を占領スル、為めに年産額七百万石のガリシア油田を喪失した。此油田は中欧同盟側唯一の石油資源で、之ルを失つた事に依る打撃は甚大なるものであつた為め、独墺軍は徒らに拱手して露軍の利用を傍観する苦がなく、一九一五年四月、マツケンゼン将軍の指揮を以つて行動を起し、五月初旬油田地方の西端を占領し、六月に至り完全に油田を掌中に復帰せしめた。

然るに露軍は退却に当り油井及製油設備を破壊焼却したので、独墺軍は専門技師及職工團を派遣して鋭意之が復旧に努力し、翌年に至つて戦前生産の約八割を恢復することが出来た。

尚前述ルーマニアの場合にも同國軍は独墺軍の侵入に先ち、油田の大破壊を実施した。独墺軍は絶大の苦心を嘗めて油井の恢復に従事し、且つ新に油井の開掘を行ひ、翌年度には戦前生産の七割に相当する石油を獲得するを得たのである。

(ホ) 一九一六年のヴエルダンの激戦も亦資源戦としての意義を有する、即ち独

軍としては、アルサス・ロレーン二州の工業地帯を確保する為にはヴエルダンの要地を占領するを要し、佛軍としては嘗て自國領土内に在つた重要な鉄石炭の資源地たるア・ロ二州を回復することが必要であり、それには作戰の枢軸たるヴエルダン要塞を絶対に手放し得なかつたのである。

(二) 敵國重要資源地の破壞

若し武力を以て敵國重要資源地を現実に占領するを得ない場合には、別の攻撃方法を以て之を破壞する事が考へられる。

世界大戰中、両交戰國群の飛行機、飛行船は互に上空より敵地深く侵入して、敵地の工業資源地及重要都市の爆撃を試みた。

此如きは七十哩以上の遠距離を射撃し得る長距離砲を以て、佛蘭西の首都其の他に砲撃を加へた。

尚当時航空技術其の他の関係から空襲は大なる効果を挙げ得なかつたが、其の発達を見た今日、軍需工業等重要資源地帯の防空に対して、大なる顧慮を要するに至つたのである。

更に間諜、挺身隊其の他に依る敵國重要資源の破壞が行はれるが、世界大戰中、米国に於て一部独系米人は重要軍需工場の破壞及罷業の煽動等を実施したと傳へられて居る。

第二節 疲弊戰法

クラウゼウイツツは戰争と疲弊との関係を重視し、「防禦は攻撃に比して、より有力なる戰鬪手段なり」となして居るのも、畢竟攻撃に伴ふ諸種の消耗及疲弊を考へて居るからである。

世界大戰中聯合国側特に英国自らが、痛く独乙潜水艦に脅威されたのも、世界市場と交通を維持し得たるを恃み、中欧同盟側を封鎖して其の経済を孤立せしめ、且つ戰争に伴ふ人的、物的資源の消耗を愈々多からしめ、特に食糧及戰用原料等軍国必需品の資源を困渇に陥れ、屈服の余儀なきに至らしめんとしたのである。

之が為めに聯合軍は英国指導の下に、自ら優越せる人的、物的資源を整備し、広大なる独墺戰線に対して反覆攻勢を取り、自ら積極的に敵陣地を略取せ、内

までも、独墺軍の戦力を疲弊消耗せしめ、之を屈服せしめんとしたのである。

此疲弊戦法の観念は、独乙参謀總長ファルケンハイン將軍も亦之を抱懷するに至り、一九一六年初頭の情況判断として、露西亜に対しては既に攻勢を採りたるを以て、今々佛国に対しても攻勢に出でざる可らずと爲し、其の方法としては、使用し得る全兵力を以て圧倒的打撃を与へんとするには非ず、疲弊戦法の実施にあるとした。

即ち敵軍を人体に譬へんか、之に吸出喞筒を凝し、体力の盡くるまで其の血液を吸出せんとするが如きものであり、ファルケンハインは一九一五年、波蘭及ガリシアに於て此方法に依り目的を達成したものと確信して居た。

彼のヴエルダン要塞の攻撃も亦独乙軍としては、佛軍に対して消耗戦を強要したものと言はれて居るが、結果としては独軍自体が多数の人的物的資源を消耗し、而も成功し得なかつたのである。

又斯る方法は寧ろ聯合国の軍事的、経済的條件に適するものであり、独帝の不信を買つてファルケンハイン將軍失脚の一因となつた。

聯合国側に於ては前述の如く疲弊戦法を採用し、英のヘーグ元帥は勿論、佛

のペタン將軍及フオッシュ將軍の如きも亦之を支持し、ソンム戦に於ては之を実施し、更に一九一六年フランドルに於て此の戦法を採用せんとした。偶々ジョッフル將軍の後を承けて佛軍總司令官となつたヴエルダンの勝者ニヴエール將軍は疲弊若くは消耗戦と称するものに賛成せず、斯くの如き戦法の踏襲は戦争を永引かしめ、佛軍の精神上悪影響を及ぼすものなりとし、尚独乙の潜水艦戦の影響及佛軍兵員補充の困難をも顧慮し、独軍に一大打撃を加へ、其の戦線を突破したる後運動戦に導き、速かに戦局を結ばんとした。

此のニヴエール將軍の意見は遂に貫徹し、エーヌ・シマンパーニュ会議は極めて活発に指導されることを期待したが、事志と違ひ成功せず、ニヴエールは總司令官を免ぜられ、ペタン將軍之に代つたのである。

此疲弊戦争は何人も之を好んで行ふものではなく、果敢な攻撃に依り運動戦を誘起し、勝を一挙に決する事が望ましいのであるが、巧に土地を利用し、コンクリート工事、鉄條網、機関銃等を適当に配合して構築せる堅固な陣地は、之を破壊略取すること極めて困難である。

クラウゼウイツツが攻撃より防禦を利ありとせるは斯る点よりして真理で

ある。

此の最堅固な陣地に據る敵をして抵抗の意思を放棄せしめるには、隨処に之を衝いて銃砲弾を消耗せしめ、遂に軍需品を缺乏せしめて戰鬪力を疲弊せしめるの外はない。

之れ、軍需品の準備の比較的豊富なりし聯合軍の疲弊戰法を採つた所以である。

独乙は一時之を採用せんとしたるは万策盡きた結果であつた。

第三節　同盟國に対する財政的援助

戰時中同盟國或は友好國が相互に軍資を供給して戰勝を確保せんとした例は枚挙に遑がない。大戰に於て其の効果を現はした一八九一年成立の露佛同盟の要義は、露西亜は經濟上佛蘭西に依頼し、佛蘭西は軍事上露西亜に援助を求める点にあつた。同盟成立以前、一八八八年独乙皇帝ウヰリアハ二世登極以来、露独の関係は険悪となり、同年伯林の金融資本は其所有する露西亜の公債其他の証券を投賣し、其結果は極端な價格下落を呈した。此の機会に乘じたるが佛蘭西であつた。同年十月巴里金融家オスヾエは、露西亜政府発行の公債五億フランを引受けたのである。露ハ佛同盟後一八九四年佛蘭西に於て四十億フランの露西亜公債が募集せられた。此公債は主として露西亜に於ける鉄道、鉱山及軍需工業に使用せられ、同時に佛蘭西より莫大な軍需品購入の費途に充てられた。当時露西亜陸軍の強大なることは欧州諸国の脅威であつたが、鉄道網の不完全は其動員及集中を著しく遅鈍ならしめ、又軍需工業の幼稚なことは軍備上の重大缺陥となつて居た。仍て佛蘭西は、軍事同盟の実効を納める為めに多額の資金を融通し、露西亜の鉄道特に独乙國境方面への戰略的鉄道網の構成を促進し、併せて軍需工業の発展を助成したのである。

此効果は果して世界大戰に於て実現した。即ち独乙は東に露西亜、西に佛蘭西なる二正面の敵を引受け、而も兵力に於ては著しく劣勢なりし為め、一正面毎に決戰を挑み、各個撃破の戰略を用ひんとした。為に動員及集中の緩慢なりと認むる露西亜軍に対しては極く少数の兵を配置するに止め、主力を以て先づ佛蘭西軍を破摧するの計画を樹てた。然るに愈戰端開始さるるや露西亜は佛蘭西資本に依り改良整備された鉄道網を活用し、軍隊の動員及集中極めて迅速に

行は れ、其軍隊は東普方面に続々侵入するに至つた。独乙軍は名將ヒンデンブルグの作戰に依り、露軍をタンネンベルグに於て殲滅することを得たが、東普危しとの報は独乙大本營をして著しく狼狽せしめ、貴重な西部戰線より二軍團を割き東方に赴援せしめたが、其結果、西部戰場に於ては功を一簣に缺き、佛軍破摧の目的は達成し得なかつた。尚世界大戰中に於て、両交戰国群は互に大規模に資金及物資を融通しあつた。斯樣な軍資金の融通は將来戰爭に於ても行はる可く、同時に敵国の斯る動像を妨害する手段も亦講ぜられるであらうが、現在戰爭の物質的需要は絶大に上るところから、一國の独力を以てしては充分に戰爭を爲すことが出来ない。戰爭に必要なる物資を外國に求めんとすれば、現実な支払手段を準備するの必要に迫られ、遂に外債募集の要を見るのである。然るに世界大戰に於ては、戰局の遷延と拡大とは、交戰国家と外国資本との私法関係に依る債权債務関係を資本にとつて極めて不安なものとしてうつたので、彼の米國政府が英、佛、伊等に対して行つた如き政府貸付の形式が採られるに至つたのである。

第四節　財政金融上の混亂

彼の一九一一年のモロッコ事件が独乙の最初の高圧的出方にも拘らず、有耶無耶となつて戰爭の危機が急に解消したのは、独乙に於て金融恐慌狀態が起つた爲であると言はれて居る。

而して其恐慌は、巴里の金融資本家が独乙に対して貸付けて居た資金を引上げた事に端緒を発し、独乙人の資金の退藏を喚起した結果に因つたのである。此場合佛蘭西政府が巴里の金融資本に対して在独資金回収を懲慂したといふのは穿ち過ぎたとしても、佛蘭西資本の逃避が独乙をして戰爭の決心を鈍うしめたことは事実であるらしい。現在でも行はれて居る如く、世界金融上の中心地には何処の国も若干の在外資金を存置し、國際金融の具となして居る。世界大戰前独乙の如きも倫敦の諸銀行に於ける独乙信用機関の預託せる多額の証券及貸越金を戰爭の際英国政府の差押より免れしめる方法に付考慮する所があつた。一九〇七年第二回海牙平和会議に於て、独乙側の提議せる「敵国民の权利及債权の廃棄乃至一時効力停止は之を禁ずべし」との動議は採用せられ、且文戰に際しての不法手段に関する諸規定も採用されたが（海牙陸戰法規附則第二十三号）、戰時に於ける独乙銀行の在外預金の安全は何等保証されべくも見えなかつた。敵國民の債权に対する辨済は國家に対する反逆と解するが如き英国

的法律觀念は依然として存続して居た。仍て独て帝國銀行總裁は独乙の代表的金融團体に対して、其対英預金は為し得る限り小額に止むべき旨を暗示したのである。一国が国交の危機に際して其在外資金を急激に回収し、又は他の地点に移動することは、戦争発生の場合、開戦の責任を負はしめられる不利もあり又今日の如く各国共外国為替の管理を厳重に実施して居る時代に於ては技術的にも困難な問題である。故に戦時在外資金の処置を平時より考へるとしたならば、右独乙の実行した如き方法を以て之を漸減するの外はないのである。一方他国の在外資金を国内に有して居る国は、何時でも之を差押へ得るといふ強味を待つて居り、其金額の大小と相手国財力の如何等に依つては、一の威嚇手段を有するものと言はなければならない。又敵國或は國際関係の危機に在る相手方の公債、株式其他の証券を一時に買占め、之を急に投賣することに依つて、相手国の信用を毀損し、之に損害を与へる様な事も考へられる。是等は前提のラポート將軍の指摘せる所である。尤も之には多額の資金を必要とし、且つ損失を覚悟しなければならぬ事と其効果も亦致命的のものでない事とは、其の実行の可能性を薄弱ならしめて居る。

第五節　敵國國民経済の封鎖

(一)　経済封鎖の意義

経済的、政治的及軍事的の努力を傾けて最も大規模に行はれる経済戦略の一は、戦国々民経済の封鎖である。

徹底的な経済封鎖は敵国に対して凡ゆる手段に訴へて、敵国と外部世界と一切の通商上、金融上及交通上の関係を断絶する事である。

国際聯盟も亦規約第十六條に依つて、国際的制裁手段として経済封鎖を認めて居る。

経済的封鎖が戦争手段として効果的なることは、近代諸国家が経済上相互依存の下に生活して居ると云ふ事実に基いて居る。戦時に於て工業国は原料及食糧に於て、農業国は武器、弾薬に於て夫々不足するのが常態である。勿論米国の如き適當なる農工業を併有し、食糧及武器弾薬等軍国必要品をば概ね自給自足し得る国がないではないが、例外に属する。列強は近時自足的経済ブロック形成に努力して居るが、之とて到底理想通りには行はれ得ないので、一朝卒然として経済封鎖に遭遇する時は、不足軍需品及国民必需品の輸入に困難する、の

みならず、過剰生産品の捌口を失ふこと及一般必要原料の供給を断たれることに依つて、重要産業の荒廃を来し、為に独り戦争能力の削減を来すのみならず、国民経済の均衡は破壊され、敵国に対する屈伏の時機を早めるのである。

経済封鎖に対しては、其惨酷性よりして反対の意見が尠くなく、嘗て大統領フーヴァー氏は、戦時食糧船の中立を要望したが、同国の新聞は多くは之を不可なりとし、戦時敵国の食糧供給を杜絶する方法は交戦国民をして戦意を断念せしむる為め最も有効なる手段の一つであつて、戦争を急速に終結せしめる方便として、之が採用は不可避のことに属すると為した。

経済封鎖の思想は其起源を可成り以前に発見することが出来るが、近世に於てナポレオン一世の大陸封鎖及彼の世界大戦に於て大規模に行はれた。此の経済封鎖即ち絶対封鎖なる観念は、従来の国際法の禁止するところであつた、即ち大戦以前の戦役に於ては、戦時通商関係の国際法は依然として其権威を保持して居た。

然らば何故に世界大戦に於てのみ国際法の蹂躙が露骨に行はれたか。

既に経済封鎖の目的が敵国経済生活全体の覆滅に在る以上、禁制品制度の如

制限的方法を以てしては到底効果を挙げ得ない。目的を敵国軍需資源の圧迫に局限するとしても、一九〇九年の倫敦會議宣言程度の禁制品制度を遵守しては、其目的を達成し得ない。

何故ならば現代に於ては過去の如く禁制品の定義がしかく容易に行はれ得ないからである。過去に於ては軍器として要求された品目は殆ど全部（原料は大部分）特定することが出来た。

倫敦宣言に依る禁制品

(i) 絶対的禁制品

武器、弾薬、軍用被服、馬具、甲鉄鈑、軍艦、武器弾薬等の製造用器具、機械等、

(ii) 條件付禁制品

糧食、馬糧、軍用に適する衣類織物及靴類貨幣、戦用に供し得べき車輛等、船舶、鉄造電信電話の材料、飛行機、燃料、戦用に非ざる火薬、鉛鉄、有刺鉄線、双眼鏡等、

(iii) 禁制品と為し得ざるもの

棉花、羊毛、麻等、油製造原料たる種実、護謨、樹脂、生皮、骨等、肥料、鑛石、土石類、磁器、硝子器、紙類、石鹸、曹達灰等、農業用鉱業用機械、薬用、印刷用器具、機械等

然るに世界大戦の経験に依れば、軍隊独自の要求する資材と国民一般の平和的生活の要求する材料との間に於ける相違は殆ど失はれて了ひ、総計九割迄も互に代替し得べきものたる事を実証した。

故に一国が軍に敵国の軍器供給を妨害する為にも、殆と全品目を禁制品と為すに非ざれば其効果を挙げ得ない。例へば棉花の如きも、倫敦宣言に於ては禁制品と為すべからざるものに属して居るのに、工業技術進歩の結果、棉花は高爆薬製造の為め緊要なる原料品と化して居る。又食糧用穀物よりクロダイト用アセトンの抽出が、一九一四年以前に於ては実験的成功の範囲を出でなかつたが、大戦中は大規模に製造されるに至つた。

縱て戦時通商を規定する国際法は、要するに国際的交換経済上、特に中立国の利益を保護するものであり、隨つて従来の如き部分的戦争に依り、大部分の中立国が通商上の利益を脅かされる事は忍び得ない所であつた。

然るに世界大戦の如く戦争が既に世界的規模を取つた以上、国際的交換体系は完膚なきまで破壊された。従つて国際市場統一を前提とする国際法は消滅するの外なかつた。況や残余中立国は全然軍事的政治的に無力であつたから、交戦国が国際法に違反して中立国商業に非常な苦痛を与へても、其処に何等の救済手段も存在しなかつたのである。

(二) 経済封鎖の実行性

経済封鎖実行の成否は、封鎖側の武力殊に海軍力の程度、被封鎖国の地理的條件及経済的自給性如何等に依り決せられる。封鎖国海軍は封鎖実行の為め、絶大なる負担を有する。即ち其海軍が被封鎖国海軍の抵抗を受くることは勿論であるが、近代に於ける敷設水雷、浮動水雷及潜水艦の発達、海岸砲の威力増加、航空機の進歩等は沿岸の近距離封鎖を益々困難ならしめて居る。而して近距離封鎖に代へて遠距離封鎖を実行する為には、勢ひ封鎖線の延長を来し、一層多数の艦船を必要とする。

大戦中英国は此海上封鎖の為め、多くの汽船及漁船を徴用して補助艦艇としたが、全海軍の使用船舶は最高時四百万噸の多きに達した。

加之、軽近汽船の船体は愈大を加へ、火砲を以て武装することも亦容易であり、且速力増加の傾向の為め、封鎖艦隊の海上捜索及臨検等は益々困難を生ずる。彼の潜逸潜水艦が大戦中所謂無制限無警告撃沈政策を採つたのも、潜水艦の性能と自衛上已むを得なかつた点があつたからである。

被封鎖国の地理的條件も亦封鎖の難易に影響する。海岸線の景況特に延長、航路の狀況等が影響するのは云ふまでもない。被封鎖国と中立国との地理的関係如何には、封鎖国は該中立国をも間接に封鎖するの必要に迫られる。被封鎖国と中立国とが鉄道又は内海に依り密接に結付けられて居る場合は特にさうである。

大戦中英国は北海に於て独逸を封鎖する為、スカンヂナヴィア諸国、和蘭、丁抹等は勿論、聯合国である露西亞を間接に封鎖する結果となつた。

斯くて封鎖の完全を期する事は至難に属するが、更に利に敏き冒険商人は、戦時如何なる事を敢えてするや測り知るを得ないのである。

経済封鎖は以上の如き大なる実行難を伴ふが、一国の資源が貧弱なるか或は国際貿易依存性が大なる等の場合は相手国をして経済封鎖の実行を示唆する。

又交戦国が大海洋を差挟む等の為め、陸海空軍の直接接觸に依り勝敗を決し難い時、或は一国が大なる経済力を有し乍らも、武力に於て充分でない場合は、武力戦争を避けて経済封鎖の戦法を重用するであろう

三) 被封鎖国の対策

経済封鎖に対する被封鎖国の対策としては、先づ武力を以て封鎖線突破に努力すべきは勿論、進んで武力的、政治的手段を併用して経済的領域の拡大を図らなければならない。

独軍は開戦以来作戦を絶えず自国領土外に指導して、占領地域延いては其経済的領域の拡大を実現し聯合国側の封鎖に依る苦痛を緩和する事に多大の貢献を為し得た。

被封鎖国は右の如く積極的に経済領域の拡大を図ると共に、極力外部世界との交通を維持し、物資の取得及商品販路の維持に努力する事を要する。即ち苟も利用し得べき通商路あらば、平時に於ては経済的収益限界外に在るものと雖も、技術的手段の一切を動員して之を利用することが必要である。

大戦中ロシヤは平時殆ど顧うれなかつた自海を極度に利用し、不完全乍らも

英米佛等と通商を持続し、又長遠なる鉄道を経て浦塩斯德を門口として日本及米国との通商を増加した。

独逸は和蘭、丁抹及びスカンヂナヴィア半島諸国と鉄道若くは、内海に依り交通を維持して居たが、是等諸国は英国に依り事実上封鎖されはしたが、独逸に対しては依然通商を維持し、之が為めに独逸の受けた便益は尠からざるものがあつた。

航空機も、封鎖克服の手段として使用される可能性が漸次濃厚となりつゝある。

併し、空中運輸は気象に依つて影響されること大であり、且大量輸送に適しない、而も通路が敵国又は大洋を横断する如き場合には、之に依つて分離した中立国との交通を有効に維持する事は殆ど不可能である。大洋の横断航空路は人工航空港の設定に依り可能性を増すが、此航空港保護の海軍力を缺いては如何とも為し得ない。

被封鎖国が中立国に於て物資を取得し或は之に商品を販賣する上に於て、該中立国の被封鎖国に対する国民的感情は一應の影響を及ぼすことは勿論であるが、之が効果を過大に評價し得ない。中立国は封鎖国に好意を持ち、或は被封鎖国に敵意を有する等の場合、被封鎖国の物資の要求に対して、何等かの政治的経済的反抗を示す事が豫想されるが、其の効果は結局両国の経済的相互依存の関係及実力如何に依つて決せられる問題である。

中立国も他に商品の捌口を有しなければ、好むと好まざるに拘らず、隣接の被封鎖国に賣らざるを得ない。之は被封鎖国が中立国に対して威力を有し、且後者と外部世界との交通の関鍵を握つて居る場合に於て特に然りとする。同様に被封鎖国の過剰商品にして中立国の必需品である限り、依然として販賣されるに相違ない。

此の場合ボイコット其他の政治的、経済手段に依る抗争が試みられ、尋常の手段を以つては通商を継続し得なくなれば、被封鎖国は実力を以て該中立国に臨まなければならない事態に陥るであらう。右の場合封鎖国が中立国に策動して、後者の被封鎖国に対する物資の移動を防害するが如き事も行はれる。例へば世界大戦中、独逸は諾威よりモリブデン鉱を輸入し、高速度鋼の製造に使用して居たが、英国は諾威に於て之が買収を図り独逸を苦めた。併し乍ら一般に

中立国経済上の実際的必要を無視して、被封鎖国との通商関係を有効に断絶せしめ、而も該中立国に苦痛を与へない為には、多大のコストを必要とし、従つて実行性に乏しいものである。

以上の如くにして経済封鎖は被封鎖国に対して絶大なる苦痛を与へるが、被封鎖国としては、封鎖の打破に懸命の努力を拂ふ結果、中立国商業に対して異常な利潤の誘惑を与へる事となり、茲に密貿易或は中立国経由の再輸出入を見るのである。

世界大戦中、スカンヂナヴィア諸国及和蘭、丁抹等の貿易額の増加は、或部分独逸に対する再輸出入を反映して居る事は争はれない所である。

以上の外封鎖経済の困難を緩和する為には、国内諸生産力の完全なる利用、代用品の使用等各方面に技術的工夫を拂ふ必要がある。

世界大戦中封鎖された独逸が是等の点に関して試みた努力の跡は驚く可きものがあつた。

以上の国民経済封鎖を大戦の実績に據り、次章に於て稍詳細に記述することとする。

第三章　世界大戦中主要交戦国の採れる敵国国民経済の封鎖

第一節　概略

国民経済の封鎖を世界大戦の実際に観れば、英国は戦争開始の當初より敵国独逸を直接軍事的に屈伏せしめる事の至難なるを意識し、経済戦を以て北海を制し、スカンヂナヴィア半島も事実上封鎖し、以て和蘭、丁抹、瑞典、諾威等を経由して物質の独逸に流入するを防遏した。独逸及墺洪国の東方国境は露西亜、ルーマニア等を以て遮断せられ、墺洪国南方国境も概して聯合軍の圧迫する所となり、アドリア海の覇権も亦聯合国艦隊の手中に在つた。

此対独墺封鎖は極めて厳重で、戦時禁制品たると否とを問はず、及そ敵国に向ひ又は敵国より來る貨物は、仮令中立国人の所有に属するものと雖も船舶と共に没収された。

中立国を経由して敵国と交易の度ある貨物に対しても亦同様であつた。同時に英国は聯合国と協力して国民に対し対敵通商禁止を命じ、又自国内に在る敵国人の財産を差押管理し、其の商業を停止し、特許権の如きも敵性あるものは

悉く之を廃棄した。

加ふるに戦局の発展に伴ひ、一九一六年六月巴里に聯合國經済會議を開き、独逸に対する經済戦争を徹底的に行ふ為所要の申合せを為し、且戦後独逸の商業復興を抑圧せんとする所あつた。

之に対して独墺側は戦用原料及生活資減を徹底的に統制管理して、利用の完全を図ると共に封鎖の打破に努力した。之が為め作戦を拡大して、諸方の重要資源を略取したのである。

海上封鎖の打破は絶対に必要であつたが、英佛艦隊の優勢に対しては、独墺海軍は何等積極的の行動を取り得ず、已むなく唯一の武器として潜水艦に依る封鎖の打破、更に進んでは之を以て英國を封鎖するの挙に出でた。

独逸は一九一五年早々英國近海を交戦地域と為し、大膽なる潜水艦の使用を開始し、一九一七年に入るや、地中海に対しても其の活動範囲を拡め、遂に所謂無制限無警告潜水艦船の政策を採用するに至つた。斯くて全戦役間独逸潜水艦の為め撃沈の厄に遭つた聯合國及び中立國の船舶は一千二百万噸に上り、英國船舶のみにて七百七十五万余噸、其價格積荷を合せて約七十億円と計算され

た。

此潜水艦政策（深水封鎖）は英國海軍の対独封鎖　克服することを得なかつたが、英國に与へた影響は可成り深刻なるものがあつた。即ち英本國は國民食糧の漸く四分の一を産するに過ぎずして、残余の四分の三は海外の供給に仰いで居た。又重要産業たる綿業の如きも其全原料を海外に求めて居た。然るに独逸潜水艦の活動に依り、船舶の被害甚だしく、國内に於ける造船、外國船の買收及傭船等には経費を惜まず努力したが、到底被害船舶を補充するに足らず、為に海外よりの上記食料及重要産業維持の為の原料輸入は著しく阻害され、砂糖、肉類等は定量制度を実施し、パンも亦事実上定量制度を布き、節約に努めなければならなかつた。食糧不足は英國人の神経を痛く悩ましし、戦争が今少し長きに亘れば重大なる問題となるものと思はれた。英國の実行した対独封鎖が独逸に与へた苦痛は更に甚しかつた。独逸は戦前高度に工業國化されて居たが、尚ほ國民食糧の四分の三程度は自給するを得た。併し乍ら戦争に伴ふ軍隊食糧の需要増加、農業生産の減退等は國民食糧をして著しく不足ならしめ、陸軍の活動に依り諸方の穀物を一部輸入して多少食糧問題の緩和に資し、又凡ゆ

る技術的工夫の下に節約及代用品利用の途が講ぜられたが、大局に於て食糧不足は漸次深刻となり、國内到る処飢餓の状態を呈し、遂に國民組織の崩壊を招来したのである。独逸の敗因としては幾多の原因が挙げられて居るが、食糧缺乏が最大原因なりし事は何人も否定し得ない所である。英國軍が到る処赫々たる武勲を樹てながら戦争そのものに敗れ去つたのは、食糧不足なる経済上の要因からであつた。

右國民経済の封鎖を(イ)通商及支拂の禁止　(ロ)海上封鎖　(ハ)敵財産の処分　(ニ)反独運動の四項に分けて、世界大戦主要交戰國に就て観れば次の如くである。

第二節　通商及支拂の禁止

(一)　英　國

(イ)　一九一四年及一九一五年に於ける経過

英國が取引及支拂を禁止したのは同國の立法に其の根據を有して居た。英國主義に依れば開戦と同時に敵との通商関係は當然断絶し、且つ此の瞬間より敵國民の權利も侵害せられざるを得ずと爲して居る。此の主義は海牙條約に依つても打破せられなかつたもので、既に一九一一年英國政府は、海牙條約に拘らず依然として英國普通法の有効なる旨を言明し、戦時に於て敵の權力を有する地域内に自由意思に依り滞留するものとの取引を禁止すべしとした。

開戦後に於ても一九一四年八月五日の勅令中に此の主義を明示し、独逸との商取引及び同地滞留者と保険契約、商業契約其他の契約を締結する事を禁止した。

而して一九一四年八月二十二日の大蔵省の説明は敵地に現住する者のみを敵と認め、且つ敵國商館の英國及中立國に在る支店との取引並に受領済の貨物に対する在敵國商店への債務支拂は之を許すべき旨を聲明した。此の規定は斯くの如く比較的寛大であつたが、当初英國政府に於ては積極的に商業戦を爲すの意図がなかつたものの如くであつた。

然るに戦場に於ける敗北、戦時状態を利用せんとの欲念及一般輿論の強要等に駆られて、自由貿易主義を奉ずる英國政府は既に一九一四年九月九日僅かに一ヶ月前に発布した宣言を撤回し、更に一層厳重なる規定を定めるに至

つた。

(一) 敵に宛て又は敵の利益の為めに支拂を履行し、又は同履行を契約し若くは担保する事。

(二) 敵の為めに持参人払又は指図人払證券の作製、引受、提示等を為す事。

(三) 貨物を直接間接に敵に供給し、又は敵より受くる事。

(四) 敵若くは敵の利益の為めに商業上又は其他の契約を為す事。

(五) 商命の禁止せる取引を行ふ事。

(六) 敵と新に保険契約を締結する事。

右規定に就き商務大臣若くは商務省は例外を特許し得る事。

此の規定の違反者には罰金の外、七年以下の懲役を課する事等を定めた。

尚敵の債権の譲渡は一九一四年十一月二十七日の補則を以て無効とせられたが、特許其他に対する手数料並に中立港内に在る船舶の載貨に対する運賃の支払に就きては、例外として之を許可した。又英國、聯合國若くは英國以外の中立國に在る敵の支店との取引は明かに許されて居たが、唯此の支店と保険契約を結ぶ事は後に至つて禁止され、同じく一九一五年一月七日附にて

銀行取引も亦禁止された。

一九一四年九月十八日附の敵國人との取引に関する一法律は、勅命に法律の効力を附与し、且つ勅命を以て敵國人との取引と認めたる行為は總て然か者做すべき旨規定した。

英國の規則に於て「敵」とは独逸及墺洪國に在る自然人及法人を指し、他國に在る敵國民は之を含まずとしたが、後に至り、土耳古及ブルガリアも亦之に加へられた。

然るに一九一五年六月二十五日及同年十一月十日の勅命に依り、支那、暹羅、波斯、モロッコ、リベリア及葡領東阿弗利加に在る敵國民並に敵商店支店との取引も一般に禁止されるに至つた。

曩之、支那に於ては一九一四年八月二十七日英國公使の命令に因り、英國裁判権の管轄下の者に対し、敵と海上保険契約を締結する事を禁じ、一九一五年一月二十九日には同じく敵との取引及通への支払を禁止した。尚之に対しては其後例外を設けた。

一九一五年十二月二十三日に発布せられた法律は更に禁止の範囲を著しく

拡張したが、是は佛國政府の希望たる英國も佛國の先例に倣と「敵」の観念を國籍主義に依り拡張せんとの提議を容れたものである。蓋し英國にして斯く改めずんば、中立國に於て英人は佛人に比し行動の自由に就き遙かに有利であつたからである。

同法律は敵國に非る國に居住せる敵國民若くは敵と連絡ありと疑せらるゝ者との商業取引を禁止する権限を政府に与へ、政府は不躊躇する所なく該法律を実際に適用した。

(ロ) 黒表（ブラック・リスト）制の採用

一九一六年二月二十九日、四月二十六日及び五月二十日の勅令は中立國及聯合國に在る人及商館にして「ロンドン、ガゼット」に公表すべき、所謂ブラックリスト中に記載せられたる者との商業取引を禁止した。

此のリストの草案は商業會議所に提出せられ承認及修正を経たもので、第一回発布の同表は希臘、モロッコ、和蘭、葡萄牙、西班牙、諾威及瑞典に在る商館及商人の名を掲げたが、其後漸次範囲を拡げ、總ての中立國に及ぼし遂に日本までも之に含ましめるに至つた。

唯瑞西に対しては、同國の「エス、エス、エス」輸入トラストの組織が、ブラック、リストを無用ならしめたるが故に同表は之に及ぼさなかつた。

斯くて瑞西を除く凡ゆる中立國に於ける敵國及中立國商館には該表を及ぼし、且つ聯合國の商館さへも之に包含せしめた。

一九一六年十二月二十二日ブラック、リスト合冊中に掲げられたものは次の如くである。

リベリア	六〇	（主として独逸商館）
モロッコ	八八	（主として同國商館）
葡領東アフリカ	七二	（主として独逸商館）
ギネア		
リオ、ムニ	一一	
フェルナンド、ポー		
アルジェンチン及ウルグアイ	一六〇	（大多数は独逸商館）
ボリビア	四〇	
ブラジル	二三九	（独逸商館多し）

智利	七七	（主として独逸商館）
コロンビア	三一	（同右）
キユーバ	一〇	
エクアドル	八四	（同右）
パラグアイ	二	
ペルー	五六	（同右）
ポルトリコ	二	
北米合衆國	八一	（独逸及同國商館）
ベネズエラ	四三	（独逸商館其他）
ラテンアメリカ	六	
日本	一〇五	（主として独逸商館一部分日本商館）
蘭領印度	一五一	（独逸其他ノ商館）
波斯	六〇	（同國商館多し）
比律賓	五二	（独逸其他の商館）
丁抹	七〇	（同國及独逸商館）

希臘	九五	（同國其他ノ商館）
フェロエ島	九	
和蘭	二一一	（同國及独逸商館）
諾威	一三八	（主として同国商館）
葡萄牙	八三	（同國及独逸商館）
瑞典	一一四	（主として同國商館）
總計	二四二一	

右の中には同一商館にして異りたる名の下に二重に記入せられたもの若干あり、又大部分は商店であるが、工場、農園、私人、組合等もあつた。

株式會社は其の株式又は管理の一部分が敵の手に在る場合に於ても、ブラック、リストに其の名を記入せられるが故に、中立國の多数の株式會社は会社の衰微を防ぐ為め、独逸人たる株主及業務担当者を排斥するの已むを得ざるに至つた。

更に該表に掲げられた中立國商人との取引を為す事に困つても記入の例裁を受ける事になつて居た。併し、一目ブラック、リストに掲げられた商館で

も、嫌疑の理由なき事判明するか、保障を為すか又は其他の理由ある時は同表より削除せられた例もあつた。

ブラック、リストは毎表毎に英國の外交使臣に電信を以て通知し、外交使臣は更に之を管下の領事に移牒し、領事は又其の管轄区域内に通達するものとした。

又英國通商局はブラック、リストに掲載の商館に代るべき他の商館の名を必要の際電信を以て報告すべき事を在外外交官に委嘱した。斯くの如く黒表の効果は甚だ廣汎で、中立商館に対し、独逸商館とのいわゆる取引を禁遏せんとする目的に能く適合し、為めに中立國商館は独逸商館其他黒表中の商館との商品の受渡しを為し得ず、且つ銀行関係の便宜等も奪はれ、更に独逸及ブラック、リスト中の船舶会社の所属船舶に対する燃料供給も不可能となつた。

同表に掲載せられない疑はしき廉ある商館と取引するに際しては、豫め戦時調査局又は商務省に照会すべき旨規定されて居た。即ち黒表以外に灰色表（グレイ、リスト）なるものがあつて、同表に掲げられたものとの取引は直接に之を禁じないが、貨物を船積する以前に豫め官廳の許可を要する事とした。グレイ、リストの会所に掲げられた商館は總てで千七百十六あり、主として瑞典、諾威、丁抹、和蘭及瑞西の商館であつた。

支那及暹羅には黒表の適用なく、之と反対に白表なるものあり、取引を為し得る者の氏名のみを掲げた。波斯及リベリアに対してはブラック、リストがあつたが、白表も作製した。尚右四ヶ國及モロッコに在る敵人に貨物を供給する事は一般に禁止されて居た。

（八）輸出入の監視（保證書）

取引の禁止を実効あらしめんが為め、英國に於ては輸出入共厳重に監視し、如何なる場合にも貨物の原産地及仕向地に関する宣誓的保證書を差し出さしめ、時には原産地及び仕向地が敵國に非ざる事を立證せしめた。

中立國より英領殖民地へ船積すべき貨物に対しては、一九一四年十月九日、同年十一月七日及び一九一五年四月二十六日の商務省告示を以て一九一六年十月十日以後に於て英國領事の作成した「證明書」を必要とし、同證明書に於て当該貨物が敵若くは黒表記入の商館又は個人と現在及過去に於て何等の関係無き旨を立證すべきものとした。

又独逸より直接到達し得べき諸国即ち諾威、瑞典、丁抹、和蘭、瑞西等に対しては、数多の貨物に就き、右の領事證明書の外に「原産地證明書」を必要とした。

米國が独逸商品を供給する事も禁止すべき必要あつた為め、英國当局は米國にも「和蘭海外トラスト」の例に倣ひ、監視機関を設立せんとしたが、当時不成功に終つた。

原産地證明書の有効期間は最長二ヶ月とし、貨物は總て一定の期間内に原産地を出荷せしむるを要し、場合に依つては輸入者に其の出荷の事実を證明せしめた。

併し斯くては國内利益の侵害される事が甚だしい事を覚り、多くの場合に於て例外を認めた。

例へば中立國の英國商館が、取引禁止令発布前に締結した契約が履行せらるゝ為め、期間を過した場合等に於ては特別に許可した。

(二) 植民地に於ける態度

植民地は概ね本國の政策に従つたが、中には一層峻烈なる取扱をしたものもあつた。開戦当初の勅令即ち一九一四年九月五日、十月八日、一九一五年二月十六日、九月十四日、及び十一月十日の勅令の如きは、一般に属領地及植民地等に対しても効力を有したが、ブラック、リストは是等の地方の中若干のものに対し、特殊の見地から取捨選択を加へた。

植民地中加奈陀、南阿聯邦其他多くの地方に於ては本國の主義を採用し、濠洲に於ても一方ブラック、リストを採用すると共に、一九一五年七月七日の洲令を以て、全部又は一部分敵國民若くは敵國居住者の出資に係る商館との取引及び特別の告示に依り敵性を宣言された商館との取引を禁止した。

新西蘭に於ても一九一六年四月、五月及七月発布の命令を以て同様の規定を設け、其の上に独逸に本據を有する商館の總ての支店と商取引を為す事を禁止し、其の支店の営業区域が英國領土内に限らるゝ場合にのみ之を許可した。

埃及に於ては一九一四年八月五日の内閣決議に依り規定された通商禁止令は、敵と保険又は商業等に関する契約を締結する事を禁じた。

而して此の敵と言ふ中には敵國に居住せずとも、敵國と業務上関係を有す

ろものをも含めた。又敵人に対する支払は一九一五年一月二十五日の命令に依り、埃及の銀行に供託する場合に限り之を許した。

(ホ) 独逸の海外輸出に対する拘束

封鎖等の海上に於ける敵國商業の拘束は別項の如くであるが、一九一五年三月十一日附命令を以て英國は独逸の海外輸出に対する拘束を企てた。

該命令に據れば、一九一五年三月一日以後に於て独逸港を發したる商船は、同地にて積載したる貨物を以て航海を継續する能はずと爲し、若し其貨物にして中立國人の所有物たる時は之に対して代償を支払ふべきも、其の代償は講和條約締結後に於て所有者に交付すべしと定めた。

又之と同じく前掲期日後に於て敵國の原産たる貨物を積載し、中立港を發したる船舶は、其等の貨物の陸揚げを強制せらるべく、卸されたる貨物は之を徴発又は賣却し、其の代金は戦後に於て支払ふ旨定めた。

而して其の実行に際しては、一九一五年三月一日以前に賣却したる旨の證明は多くの場合之を認めず、一般的に許可を与ふるは唯中立國人たる所有權者が独逸の賣主より代金の支払を強要され得べき場合にのみ制限した。

英國は独逸の無制限潜水艦戦の復仇なりとの聲明の下に、一九一七年二月二十一日命令を發し、更に一層峻厳なる規定を設くるに至つた。

即ち敵國を原産地とする前記の貨物並に其等貨物を運搬する船舶は、何等の賠償を爲さずして没收する事とした。

又ブラック・リスト記入の商館に宛て若くは之より船積せられた貨物は之を抑留し、以て敵國及び中立國人の商業を能ふ限り制限せんとした。

斯くして東亜に於ける米國商館にも此の規定を及ぼし、其の命令に仕向けられた船積貨物に対してさへ之を適用した。

(ヘ) 郵便物に対する制限

通商を困難ならしめる一方法として、郵便物に対しても制限を加へた。

海牙條約に據れば、信書の形式を有する郵便物は、中立船内に在ると敵船内に在ると之を問はず、又公私の別を論ぜず總て封緘の儘送達すべきこと、なつて居る。

然るに英國政府は、一九一五年末交戦國又は中立國より直接間接に小包郵便に依り敵國に密輸入の行はれて居る事を知るに及び、一九一六年一月一日

附を以て、英國政府は郵便に依り送られた小包が、如何なる種類の郵税を支拂ふとも、其の内に貨財を有する限りそれを没收し、又斯る郵便物は枢密院の規定に依り、独逸又は同盟國に向け發送せられたりと是等諸國より発送せられたりとに拘らず没收すべき旨宣言した。

更に英國政府は其の郵便物検閲權を拡張して、英國港に自ら進んで寄港する船舶上の郵便物に対しても、英國々内法を適用し之を処分すること、し、右の外英國領海を通航する船舶に対し、英國管轄權を拡張して郵便物の取締を為すべき旨の宣言を發した。

之に対し再度米國より抗議があつたが、英國は其の回答に於て無害なる郵便物は阻害せざるべきを聲明した。

(ト) 戦時禁制品に関する態度

戦時禁制品に関する英國の態度を観れば、同國政府は一九一四年八月五日即ち英独両國の交戦状態に入つた翌日、枢密院令を以て戦時禁制品に関する品目表を公布し、次で八月十二日の枢密院令に依り、該品目表を対墺戦争にも適用すべき旨を発表した。

(一) 絶対的戦時禁制品（性質上専ら戦争に使用せらるゝもの）

一切の武器（狩猟用武器を含む）及其組成品を初めとして

十二種（品目略）

(二) 條件付戦時禁制品（平戦両用に供せらるゝもの）

十三種（品目略）

本勅令に依る品目表は続して一九〇九年の倫敦宣言に遵據して規定された ものであつた。

其後英國は屢々改正及追加の勅令を発したが、一九一五年八月二十一日の改正勅諭を以て、棉花を絶対的禁制品中に加ふるに至つた。

蓋し、棉花は爆発製造の一要素たるのみならず、諸般の軍需品の製造上必要缺く可らざる原料品で該品に対する各交戦國の需要は甚だ大なるものがあり、殊に独逸に於ては全然其の供給を海外に仰がざるを得ない状態にあつたが故に、英國は之を戦時禁制品中に編入し、以て米國より独墺両國への輸入を杜絶せしめんと図つた為めであつた。

更に英國は、後述の如く、一九一六年四月二十日附を以て絶対的禁制品、

相対的禁制品の区別を廃止するに至つた。

一方英國政府は戦時禁制品の仕向地に関し、一九一四年八月二十一日及同年十月二十九日附枢密院令を以て倫敦宣言の規定に改訂を加へ、敵國通商圧迫に便ならしめた。

即ち元来條件付禁制品は敵地に仕向けられたるのみにては拿捕し得ず、其の敵國軍隊又は行政廳の使用に仕向けられたるものなる事が立証せられた場合に限り、之を拿捕し得べきものなるに拘らず、該枢密院令に於ては、貨物の敵地に向ふに非ず単に中立港に向ふ場合に於ても、該貨物を相國人渡しと為したる時若くは船舶書類に徴し荷受人の何人なるか不明なる時、更に船舶書類に依り敵國領土又は其の占領せる領域内に在る荷受人に宛てられたる事明白なる時に於ても、之を敵國軍隊又は行政廳に仕向けられたるものと推定して拿捕し得べきものとなし、其の拿捕の範囲を著しく拡大した。

又同令に依り、條件付禁制品の輸送に就き、倫敦宣言に規定せられた場合の外に、貨物が敵國の代理人に宛て若くは之に轉送せらるる時に於ても、敵國軍隊及行政庁に仕向けられたるものと推定し、之を拿捕し得べきものとし

た。従つて是等の改訂は明かに絶対的禁制品と條件付禁制品との区別を曖昧にするもので、結局中立國に対し苛酷なる制限を附するものであつた。

更に同令に於ては、敵國政府が中立國より又は之を通過して其の軍隊に対する供給を得つゝある事を國務大臣の一員に於て明瞭なりと認むる時は、該貨物を拿捕し得べしと規定した。

尚英國が欧洲大戦中実行したる特異なる事項を挙げれば次の如くである。

(一) 中立船舶の載貨中に戦時禁制品を搭載する充分の嫌疑無きに拘らず、中立船舶を英國港に引致し、臨検捜索を行ひ、多大の時間を空費せしめた。

(二) 絶対的禁制品及び條件付禁制品に就き、敵國に近接せる一方中立國が、他方中立國より得る貨物を敵國に輸送する事を禁遏する旨誓明するに非れば、他方中立國よりする輸送を許容せざるべしと為した。

之は英國が米國より瑞典、諾威、丁抹、和蘭等の中立國に輸送せられる物件及材料に付き、右諸國より敵たる独墺両國に再輸出する事を防止せんとの趣旨に外ならなかつた。

(三) 英國は一九一六年四月二十日附を以て絶対的禁制品及び條件付禁制品の

区別を撤廃するに至つた。

其の理由とする所は這回の大戦に於ては敵人の大多数が直接間接に戦争に関與し、為めに軍隊と一般人民と明確に区別し得ざること、及び敵國政府は数次の法規設定に依り、事実上條件付禁制品の全部を管理し、従つて是等物品は今や全部を敵國政府用に供し得べきに至つた点に在つた。

此の区別の撤廃は畢竟、英國が屢次の枢密院令に依つて公表した條件付禁制品たる物件及材料例へば糧食、獣類の飼料、亜麻仁油等の如きものに対しても絶対的禁制品に関する規定を適用せんとするものであつた。

(二) 佛國

(イ) 通商禁止の経過

佛國政府の巴里を撤退せんとする時、議会は政府に支払禁止を規定すべき権限を遺したのみにて解散したが、佛國政府は其後「ボルドー」に政廳を定めた後一九一四年九月末に至り、此の権限を行使した。

元来同政府は対敵通商の禁止は國際法の許容し来れる所であるとの見解を有して居た。

九月二十七日の大統令を以て声明した最初の通商禁止は、特に独逸帝國及墺洪國の人民若くは同國居住者との通商取引を禁じ、且つ之等の國の人民が直接若は仲介人を経て、佛國領域又は佛國殖民地に於て商業を営むことを禁止した。尚又前記敵國の利益の為めに金銭其他の給付を行ふを禁じ、且つ是等敵國人との契約の締結、其他の法律行為を一九一四年八月四日以降（独逸）及び一九一四年八月十三日以降（墺洪國）に於ては之を無効とした。

此の通商禁止令は一九一五年十一月七日ブルガリアにも及ぼす旨定められたが、土耳古のみは此禁止令より除外され、同國民及同國居住者との通商は許容されて居た。

右大統令に基き一九一五年四月四日、一法律が発布された。同法律は既発若くは将来の訓令を以て禁止せる行為を犯せるものに対し厳重なる罰則（就中五年以下の禁錮）を設け、且つ貨物の出所を関知する總ての主脳者、受託者、保険者、運送者及船主を共犯者と認め、貨物、輸送機関は固より、船舶も亦之を押收し得べきを定めた。

此の法律は「アルジェリア」其他の植民地及保護國に対しても適用し得る

としたが、命令が未だ法律に変更成立せざる間は、唯悪意の場合にのみ適用せられることにして居た。

他方佛國に於ては代議院のみならず、上院に於ても非敵國に於ける通商禁止の適否に関する討議は極めて重要視され、英國との交渉も開始されたが、上院は一九一五年七月二十九日の決議に於て欧洲以外の諸國に対し、輸出業に関する例外を規定するに至つた。即ち佛國若くは聯合國原産の商品にして、聯合國若くは欧洲以外の中立國に於て使用せらるべき物の取引は、戦前の契約の継續に係るもののみに限り之を許可するも、独逸又は墺洪國に所在を有する商店の代表者が受取人なる事を知りて行ふ取引は之を許さずと定めた。

更に商務大臣は在外佛人に対し條約上の協定存在する場合には、対適通商を許可し得る事を承認した。次いで佛國に於ても英國の黒表制度を採用し、其の内に列記せられた聯合國及中立國との總ての商行爲を禁止するに至つた。

最初のリストは一九一六年八月六日公表せられ、主として既成英國の黒表の全部を蒐集したものであつたが、曩之一九一六年五月二日税関の通牒中に於て、一商店の除外は決して其のものに対する取引許可を意味するものに非

ざる事を明白に指摘して居た。

敵國原産の商品に対する一般的の輸入禁令は佛國に於ては発布されず、既に発布せられたものは原産地の如何に拘らず奢侈品の輸入を禁止したものであつた。但し独逸商店よりの購買は既発通商禁止令中に包括せられ、其他の方面よりの購買も仮令戦前商品たりとも独逸及墺洪國原産の関税貨物没收に関する規定中に於て之を禁止して居た。此の規定は一九一四年八月十三日より実施せられ、一九一五年八月十七日には法律となつた。

(ロ) 支佛禁止

支払禁止は佛國銀行が其現有敵財産の一般的保管者たる資格に基いて之を実行した。尤も銀行としては、財産に対し支払禁止の如き処分を爲し得ないが故に、実際上有効なる手段として、金銭支出及利札支払ひに際し、其振出人が敵國民に非ざる事及該證券を一九一四年八月一日以前より所持して居た事を證明する文書の提出を要する旨規定した。斯くて中立國の銀行も亦此の形式の下に於て支払を受けた。

(ハ) 其他の通商禁止策

商務大臣は一九一六年初、二個の通商禁止実行委員会を設置し、一は輸入を、他は輸出を厳掌せしめた。次で同大臣の一告示は、中立国若は伊太利より貨物を佛國に輸入し又通過せしめんとする總ての者に対し、佛國領事等の作成せる期限六ケ月の國籍證明書の添付を強制した。又瑞西國の株式会社に就ては、其社長、監査役の過半数、理事及枢要社員が瑞西國人なる時は、瑞西國籍は証明せられたものと看做された。

一方独乙ず独逸原産品の摘発に努めたのは、特に新聞及諸種の反独團体で、彼等は出来るだけ之を公衆の面前に曝露せんとした。

又適國商品を購求せる嫌疑を受けた佛國及中立國商人の逮捕せられた事件も極めて多く、他方処罰せられた事例も多数に上つたが、処罰原因は敵國品の購入に非ずして、各種の責却に関したものを通例とした。

ヒ) 戦時禁制品に関する態度

佛國は開戦後の一九一四年九月十一日附を以て同國官報に戦時禁制品の品目を公表したが、英國の最初発表したものと同じく、概して一九〇九年の倫敦宣言に準據したものであつた。其後数度命令を以て追加改正を行つた。

又一九一五年八月二十一日、英國ト同時に佛國に於ても棉花を絶対的禁制品に加ふべき旨を宣言した。

(三) 伊太利

伊太利の商業戦は当初墺洪國に対してのみ行はれて居た。併し此の商業戦の開始は同國にとつて可成の苦痛であつた。それは伊太利と独逸及墺洪國との貿易額は聯合國全体との貿易額よりも多かつたからであり、殊に独逸との貿易は一九一三年に於て輸出三億一千七百万マルク、輸入三億九千三百万マルクに上り、戦争開始後も独逸石炭の輸入は伊國に取つて特に貴重なものであつたからである。

伊太利に於ては対墺洪國宣戦と同時に一九一五年五月二十四日の勅令を以て墺洪國産商品の輸入及通過並に墺洪國に対する商品の輸出を禁じ、又伊國宛のもので本令発布以前に発送せられたことの證明なきものは没收すべしと宣めた。又一九一五年六月二十四日の勅令は墺洪國國民若くは敵國居住者の行つた貨物所有権の賣買移轉及譲渡は總て伊太利に於ては法律上無効とした。従つて伊國に於ける敵國人商店は営業を為し得ない状態となつた。

独伊間の通商関係に就ては、一八九一年十二月六日の通商條約が存し、一九一七年まで効力を有して居たから、伊國政府は開戦当初、秘密手段を以て独逸商業を妨害せんと試みた。即ち銀行其他の商事會社、郵便及鉄道管理局等に内命して、資金の引出、手形の支払等を中止且つ妨害せしめ、瑞西の銀行が自ら裏書して呈示した為め、手形すら支払はれない有様であつた。

一方伊太利官憲は凡ゆる対独営業関係の中止を監視する事に力めた。

一九一六年初に至り伊國は遂に五月協約を公然破棄する事を決意し、一九一六年二月四日の勅令を以て上記一九一五年五月二十四日附の対墺洪國取引禁止に関する勅令の適用範囲を拡めて独逸にも之を及ぼし、独伊間の取引は商品の没收を以て之を罰し、且つ伊國及其植民地に対する独逸品の輸入をも禁止するに至つた。更に独逸より送付せる商品で瑞西停車場に委託されたものも伊國官憲に依つて没收せらるべき旨伊國より瑞西の官憲に通牒した。

更に同年三月には非公式に利札及配当證書は敵國民若くは其同盟國々民の所有に非ざる事の誓書を添付せざる限り伊國に移送する事を禁じた。同年四月三十日には勅令を以て、公共的性質の債券及利札、並に伊國及其植民地所在の商店若くは公共團体の債券及利札にして、一九一五年五月二十五日以後に於て敵國人若くは其同盟國人の所有に属して居たものは、輸入を公式に禁止した。

尚郵便局及郵便金庫に対しては、敵國若くは其同盟國の会社銀行又は個人の名が記載せられてある手形は如何なる場合に於ても之を取扱ふ事を禁じた。

併し之は正式の支払禁止を意味するものでなかつた事は、伊國大臣が一九一六年五月九日ローマ駐劄瑞西公使の照会に対して与へた回答に於て容認した所であるが、右回答は一般に公表されなかつたので伊國に於ては一般に前記命令を支払禁止と看做して居た。

又実際に於ても此の禁止命令に依り、独逸人の債権は如何なるものも取り立て得なくなつたのみならず、伊國企業の株主たる独逸人も、其株主たる権利を行使する事が出来なくなつた。尚此の規則は不明瞭なものであつた為め、検閲機関は都合よく解釈実施したと言はれる。更に一九一六年七月十八日には独逸にとつて最も重大な勅令が発布された。即ち之に依り、墺洪國に関して発布された一九一五年六月二十四日の勅令第一條を敵國全体及其同盟國即

独逸に対しても拡張さるる事となり、戦争継續中は独逸人側よりの動産不動産の凡ゆる譲渡は法律上無效なるものとなつた。次いで同年八月八日発布の勅令は直截に敵國及其同盟國若くは其占領地域の國民及住民に、其の現住所の何処なるを問はず商取引を禁止した外、更に特別の名簿に列記せられた個人商会等にも右禁止を及ぼし、此の勅令を犯して締結されたる契約は無効とし其の際発送又は受納せられた物品は没收すべき旨規定した。尚此の命令発布前に敵國民等と締結したか若くは主として敵國民等が利益関係を有する契約は司法、植民、農工、等の諸大臣の共同命令を以て取消し得る事とした。

斯くの如くにして独伊の通商関係は宣戦以前に於て既に全く杜絶の状態に在つた。

それが一九一六年九月三十日に至り、勅令を以て更に明白に伊國以外に居住する敵國民に対し、總ての支払を禁止するに至つた。

(イ)(四)

葡萄牙

通商禁止

独逸が此國に対し、宣戦の布告(一九一六年三月九日)をしたのは、独逸人の私有財産に対する同國の処置に憤慨した為めであつた。

一九一六年四月二十四日葡萄牙政府は命令第二三五〇号を発布して極力經済戦を開始する事に決し、独逸人の財産を差押へ、著作権を破棄し、國内の居住を禁じ、敵國人との取引を禁止した

右禁令は更に敵國民或は敵國に居住する者との直接又は間接の取引にも及び、且つ敵國民及敵地に於ける者が葡國の領域に於て取引する事をも禁止した。而して該命令の目的とする所に據れば、敵國人と認められる者は(1)其の所在地を問はず商事会社其他にして敵國人の関係せるもの、(2)敵國の領域に本店を有する支店並に(3)敵國法に依る法人等であつた。

一般敵國人も同時に追放せられ、嘗て一九一六年五月九日の命令第二三七七號に依り、例外として政府より今後の居住を許可せられた者も、商業及工業上の職務を行ふ事を厳禁された。

更に同年五月二十六日に至り、独逸の同盟國人民は独逸人同様の取扱を受くるに至つた。

同じく六月には一般に独逸原産品の輸入を禁じ、更に八月二十四日の命令

に依り、独逸に近接せる中立諸国の貨物は、領事の発行した原産地証明書の添付なき限り絶対に輸入が禁止された。

又同年九月に至り、巴里経済会議の決議を実行する為め、命令第二六〇九号を以て外務省内に経済戦を目的とする対敵経済処理葡萄牙委員会なる委員会を組織するに至つた。

右委員会の目的は敵国との取引を防止し、輸出、原産地證明書其他を制限せんとして従来葡国並に植民地に於て発布された一切の法律及規定を綜合し、且つ英国のブラック、リストに比すべきものを作成する外、更に進んで之に法律的完成及変更を与へ、一方禁制品に関する表を作成し、巴里経済会議の決議の中、戦時に関せる必要なる処置を実施せんとするにあつた。

ブラック、リストの作成は一時中止となつた為め、一九一六年末、リスボン商業会議所は英国の黒表を代りに出版して居たが、独て敵国人財産監督部なるものが出来て、黒表作成の委託を受くるに至り、一九一七年四月二十六日初めて葡国黒表が出現した。但し右は尚英国黒表と大体に於て符合して居た。

(ロ) 支払禁止

諸敵国に於ては概ね支払禁止は取引禁止後に於て初めて現はれたのを常としたが、葡萄牙に於ては全く之と事情を異にした。

即ち一九一六年三月二十二日に命令第二二九三号を以て、戦時中は一九〇二年の外債、及其利札並に一八九一年及一八九六年の煙草公債は葡萄牙以外にあつては、唯倫敦及巴里に於て、又リスボン市債は唯リスボンに於てのみ支払はるべきを規定した。斯くて葡萄牙はリスボン市をして敵国人の所有者に対して利札の支払を停止したのみならず、進んで英佛両国の支払禁止を利用して利息の支払をも停止するに至つた。

更に一九一六年十四日、政府は外国の怨恨を受け、命令第二二六七號を以て、如何なる種類を問はず、凡そ有價證券及利札の支払を受けんとする者は該利札或は有價證券が一九一六年三月九日以後、敵国人の財産とならず且つ敵国人の利益に於て支払を要求するものに非る事の宣言に代るべき保証書を必要とすべき旨を規定した。

右以外には一般的の支払禁止に関する命令の発布を見なかつたが、一面敵

国人の有する一切の債権は、既に一九一六年四月二十日の命令第二三五〇號に依つて悉く強制管理に付せられたので、其の必要を認めなかつたのである。

(五) 露西亞

(イ) 通商禁止

露国に於ては開戦当時も敵国との取引は禁止されなかつた。蓋し以前より自国工業の生産力が不充分であつた上に、聯合諸国も亦之に悩んで居た為め、止むを得ず独逸との通商を續けなければならなかつたからである。

一九一四年九月二日（露暦八月二十日）露帝の裁可を経た閣議の如きも、大蔵大臣に命じて、露国と最恵国條約を結ばざる諸国より輸入せられる貨物に対しては一般税率の十割迄の附加税を課し、又無税品に対しては後慣十割までを課税せしめんとしたのであつたが、右規定は其後七ヶ月間適用を見るに至らなかつた為め、一九〇四年の露独通商條約の例にて、独逸よりの輸入品には、他の欧洲諸国との貿易に適用せられる一般露国関税表の率を課せられたに過ぎなかつた。但し直接敵国の禁ぜられて居たのは勿論であつたが、独逸側より防止せざる限り中立国を介しての商品取引は一層活氣を呈した如くであつた。一九一五年三月三十一日（露暦三月十八日）に至り、初めて大蔵大臣の命令に依つて、諸敵国より来り、或は此等の諸国を通過せる輸入品全部に対し、有税品には十割の附加税を、又従来の無税品に対しては一定の税率を課する事となつた。

而して右附加税を課せらるべきものは原産地証明書を添付しない一切のものであつた。

此の原産地証明書は右規則と略〻時を同じうして一九一五年三月二十五日（露暦三月十二日）に発布された大蔵大臣の命令に依ひ、露国領事館、商業会議所、税関、警察署、市町村官廳或は工業者及代表者より発行されるものであるが、時としては其工業者及代理者の身分証明書をも必要とする事があつた。

又敵商品で他の方法に依つて輸入される恐れあるものに対しては、個々の禁令を以て漸次其の輸入を禁ずるに至つた。

それが一九一五年十二月十四日（露暦十二月一日）に至り一般に敵国貨物の輸入を禁ずる旨の命令が発せられた。

併し除外例として許可せられたものも少くなく就中化学製品、薬品、染料金属、針金、器等が主要なるものであつた。

然るに政府は右諸命令発布にも拘らず、実際には商取引関係が維持せられて居る事を知り、一九一六年十一月六日（露暦十月二十四日）具体的の禁令を発するに至つた。

右は露国皇帝の認可した閣議の決議であつたが、是に據れば、敵国民及企業、並に後日発表せんとする黒表に記載せられる人々との商取引を根本的に禁じ、且つ如上の者との間に存在する諸契約は破棄せらるべきものと定めた。

（ロ）支払禁止

露国に於て初めて支払禁止の命ぜられたのは一九一四年十一月二十八日（露暦十一月十五日）であつた。

唯其の以前に於て大蔵省は既に銀行に対し、省令を以て、爾後外国に在る敵国人に対する支払を一般に禁ずる旨を傳へてあつた。

同日附を以て法律上の規定と同一効力を有する露帝の勅諭は、露国以外に存在する独逸、墺洪国及土耳古の自然人及法人に対する金銭、貴金属、有價

證券、宝石及装飾物の直接及間接の送達を禁止した。併し、此種の支払は此の目的の為めに特に帝国銀行に備へられた準備金より支払ひ得る事になつて居り、右準備金に対しては其後特別規則の制定を見た。

又露国に於て商工業を経営し、或は動産を所有する敵国民に関する負債の清算に限り、露国に於て法律上全権を与へられて居る強制管理人に対して其の支払を為すべしとした。

是等企業をして経営を維持せしめない時は、当時露国の為めに不利であつたからである。

尚、此種敵商店に対する支払の監督には監督官が当つて居た。

強制管理が執行されない場合には、露国に存在する敵国人に対して直接に支払ふ事が出来たが、更に法律のみにて不充分なる場合は個々の命令を発して補足した。

（ハ）北米合衆国

一九一七年四月上旬、商務、工務及外務省の代表者より成る委員会を設け、対外商業関係を規定する事に就て行政上の總ての権限を監督せしめた。併し

同政府の聲明に據れば、英國に於けるが如き峻烈なる規定の制定を避け、同委員会も此種法律の制定の可否並に形式に関するものに過ぎなかつた。

然るに一九一七年五月末、政府は英國法律の如く、敵國との取引を禁止する議案を提出したが、更に同月十七日衆議院は大統領ウヰルソンの同意を得て一法律案を提出した。

該案は單に基礎的法律たるに止まり、ウヰルソンにして若し國家の利福に必要ありと認めたる場合には商品輸出を禁ずるを得べく、之を犯す者は厳刑に処する旨規定したものであつた。

右法律は独逸への輸出防止の規定の如く見受けられたが、寧ろ封鎖を一層厳ならしめる効果を有して居た。

(七)

独逸

独逸は英、佛、露に対し相次いで支払禁止令を発布したが次の如くである。

一九一四年九月三十日英國に対する支払禁止に関する布告を発した。

本令第一條は後日更に規定するまで英國に対し現金、手形又は小切手、證券の譲渡其他の方法に依る支払、並に金銭、有價證券の送付又は譲渡を禁止した。

した。而して是に対する故意の違反者に対して罰則が定められた。

独逸は又一九一四年十月二十日、佛國に対する支払の禁止に関する布告を発して、英國に対する支払禁止令を佛國にも適用すべき旨を宣言した。

更に一九一四年十一月十九日附露國に対する支払禁止に関する布告に依り、前記禁止令を露國及芬蘭にも適用する事とした。

尚独逸は同國國債にて英國の有價証券印紙を有する多額の証券が、中立國を経て独逸に見切相場を以て提供せられるに至つた事を知り、是等証券が独逸國債の相場を下げ、同時に支払禁止令を脱して独逸貨幣を敵國に流入すべき事を恐れて、独逸帝國銀行をして直ちに外國の利益に於て此種の証券の委託取引を為す商人と商業取引を永久に為さざる事を宣言せしめた。而して此種の取引を一般に不能ならしむる為め、一九一四年十一月十九日、英國に於て発行せられたる有價証券の取引禁止に関する布告を公布し、英國の有價証券印紙を有する証券の取引を禁止した。

第三節　海上封鎖

(一)　英國

(イ)　北海封鎖と封鎖手段

英國政府は独逸が一九一四年十月以降リバープールより愛蘭の北方を經て米國に至る商船の航路に衝りて多數の水雷を敷設して、聯合國及米國間の通商を妨害し、中立國船舶にして既に其の難に遭つたものが多數を算したるに鑑み、之に対抗するため北海全部を作戰區域とする必要を認め、之に水雷を敷設すると共に、一方北海沿岸の諸國に入る船舶は總て英吉利水道よりドヴァー海峡を通過し、英國官憲より航路の指示を受くべき旨を通達した。

斯くて独逸と中立國との海上交通及通商は全く杜絶の状態に陥り、軍需品は勿論、食糧、工業原料品等の独逸への輸入は益々困難となつた。独逸は之に対し、戰時復仇の手段として戰爭區域に関する宣言を發表し、次いで対英復仇手段を採るに至りたる理由を説明した覚書を公表したが、更に之に対し英國政府は一九一五年二月二十八日佛國政府との共同宣言を發表した。

其の要旨は次の如くである。

直接間接に独逸に仕向け又は独逸より仕立てたる貨物を発見次第其の船舶を英佛の港湾に連れ来り、該貨物を陸揚げせしめ、英佛の各捕獲審検所に於て審理の上、中立國の船舶は之を放免し、非禁制品にして独逸人の所有に係るものは戰争中抑留又は公賣に附して代金を貯金局に寄托すべく、若し中立國の所有に係する場合は、(イ)独逸に仕向けらるゝ場合に限り、之を出発港に送還するか又は英佛両國の港若くは中立國に輸送するかはせられたものなる時は、一定期間に出發港に送還するを得べく、期間經過後は持主の責任を以て賣却すべき事とし、乗れの場合に於ても船舶及乗組員に危害を加へず、積載貨物も之を没收せず、中立國民は勿論、敵國民の所有權も充分に之を尊重すると云ふのであつた。

斯くて英國政府は三月十五日附を以て有名なる対独封鎖に関する樞密院令を公布したが、其の全文は次の如くである。

独逸國政府は戰争の諸慣例に違反して英國周囲の水域を交戰區域と宣言し、該區域内に於ては一切の英國及び其同盟國の商船は乗客及船員の生命の安全如何を顧ず、總て之を破壊すべく、而して中立國船舶も海戰は元來不確なるものなるに依り、該區域内に於て同一危険に遭遇すべしとの主旨を以て命令を発布したに因り、又該命令の附属覚書に於て中立國民に対し、英國又は其同盟船舶に船員、乗客若くは貨物を託す可らざる旨警告したるに因り、又敵國の採用せる右手段が英國政府に争ふ可らざる報復の權利を附与するに因り、従つて又英國政府は一切の商品が独逸に発着することを防止する目的を以て更に手段を講ずる事に決し、該手段は中立國船舶又は中立人若くは非交戰者の生命に危害を及ぼすことなく、且つ厳に人道の命ずる所に遵ひて之を実行すべきことに定めたるに因り、將又英國の同盟諸國は独逸國の商業を一層制限せんが爲め、英國の今や宣言せんとする措置に付き英國政府と協同するに因り、

朕は樞密院の諮詢を經て茲に左の命令を公布せしむ。

第一條　一九一五年三月一日以後其の發航港を出発したる商船は独逸國の港に航行することを得ず。

但し該船舶にして通航券の交付を受けたる時は通航券に指定せられたる中

立國又は同盟國の港に航行することを得。

該船舶の載貨は之を英國の港に陸揚し、捕獲審檢所の執行官の保管に附す。

該貨物にして戰時禁制品に非る時は、英國政府の使用に充つる爲め徵発せられる場合を除き、捕獲審檢所に於て其の事情に依り適當と認めたる條件に從ひ、同所の命令に依り權利者に返還せらるべし。

第二條　一九一五年三月一日以後獨逸港を出発したる商船は該出発港に於て積入れたる貨物を搭載して航行する事を得ず。該出発港に於て積入れたる一切の貨物は英國若くは其の同盟國の港に陸揚することを要し、其の英國の港に陸揚せられたるものは捕獲審檢所の執行官の保管に附す。該貨物は英國政府の使用に充つる爲め徵発せられたる場合を除き、捕獲審檢所の指定する所に從ひ之を抑留若くは賣却すべし。

賣却せられたる貨物の代金は捕獲審檢所に於て之を受領し、其の事情に依り適當と認めたる方法を以て處理すべし。

但し該貨物の賣却代金は該貨物が本令公布以前に於て既に中立財産と爲りたること明白なる場合に非れば、英國政府代表官吏の要求ありたる場合を除く外、講和條約締結前に於て捕獲審檢所より拂渡されざるものとす。又本條の規定は該敵港に於て搭載せられたる中立財産が、右官吏の要求ありたる場合に於て解放せらるゝ事を妨げず。

第三條　一九一五年三月一日以後其の発航港を出発し、獨逸國以外の港に航行する商船にして敵國を仕向先とする貨物若くは敵貨を搭載する場合には、其の航行の途中に於て英國又は其の同盟國の港に該貨物を陸揚げを要求せらるゝ事あるべし。

該貨物にして英國の港に陸揚せられたる場合には捕獲審所の執行官之を保管し、其の戰時禁制品に非るときは、英國政府の使用に充つる爲め徵発せられたる場合を除き、捕獲審檢所に於て其の事情に依り適當と認めたる條件に從ひ、同所の命令に依り權利者に返還せらるべし。

但し、本令第二條若くは第四條の適用ある場合には本條の規定に依ることを得ず。

第四條　一九一五年三月一日以後獨逸國以外の港を出航したる商船にして敵國産の貨物又は敵貨を搭載せる場合には、英國又は其の同盟國の港に該貨

物の陸揚を要求せらるゝ事あるべし。該貨物にして英國の港に陸揚せられたる場合には捕獲審檢所の執行官之を保管し、政府の使用に充つる爲め徵發せられたる場合を除き、捕獲審檢所の指定する所に從ひ、抑留若くは売却すべし。

賣却せられたる貨物の代金は捕獲審檢所に於て之を領受し、其の事情に依り適当と認めたる方法を以て處理すべし。

但し敎貨物の売却代金は敎貨物が本令公布以前に於て既に中立財産と爲りたること明白なる場合にあらざれば、英國政府代表官吏の要求ありたる場合を除く外、講和條約の締結前に於ては、捕獲審檢所より拂渡されざるものとす。

又本條の規定は敵國産の中立財産が、右官吏の要求ありたる場合に於て解放せらるゝ事を妨げず。

第五條　(一)本令の規定に依り、捕獲審檢所の執行官の保管する戰時禁制品以外の貨物若くは該貨物の売却代金に關し、利害關係又は一切の要求權を有することを主張する者は、遲滯なく英國政府代表官吏に対し召喚狀を発す

る事を捕獲審檢所に要求することを得べく、且つ貨物の返還若くは売却代金の拂渡又は事情に依り必要と認むる其他の命令を発する事を要求する事を得。

(二)、捕獲審檢所の手續を適用し得べき限り必要なる変更を加へて本令の結果生じたる一切の事件に之を適用す。

第六條　中立國に向ふ英國若くは同盟國の港を出発したる商船、又は表面上中立港を其の到達地と爲し以て航行を許容されたる商船にして、敵國港に航行したるものは、其後の一切の航行中、拿捕せられた場合に於ては没收せらるべし。

第七條　本令の規定は船舶又は貨物が本令に關係なく拿捕若くは没收せらるる事を毫も妨げず。

第八條　本令は独逸を目的とし若くは独逸國に於て企圖せられたる商業又は独逸國民に屬する商業には國旗の保護を与へざることを宣言する國の商船に対しては、本令の規定の適用を制限する事を妨げず。

斯くの如く英國は独逸に対する復仇手段として北海を封鎖し、独逸と他國との通商交通を杜絶せしめたが、其の実績に就ては國内に非難の聲少からず、其の無効果なる事実を指摘すると共に一層有効に封鎖の手段を盡すべき事を政府に迫る者が、議會の内外に優勢を加へて来た。加之封鎖に関しては外務省と海軍省との間に意見を異にする所があつたので、政府は両者の所見を交換し、意志の疎通を圖り、且つ封鎖の実効を挙せんが爲め、封鎖省なるものを設置し、一九一六年二月ロバート・セシル卿を新任し、海軍政策上に新活動を起すに至つた。

斯くて独逸封鎖の事実を完成し、之より敵國の海外輸出を全く破壊し去り、一方海外よりの輸入を殆ど杜絶せしむる事が出来た。

(ロ) ブルガリア沿岸封鎖

尚、英國の実施した海上封鎖の中、一九一五年十月十六日、佛國と共同して行つたブルガリア沿岸封鎖は、戦略的の意義よりも經済意義を多分に有するものであつた

(ハ). 封鎖補強の諸方策

英國は右の如き北海封鎖と同時に、更に其の対独封鎖を有効ならしめ、独逸の資源を枯渇せしめる目的を以て、独逸の隣接中立國即ち接壌の和蘭、丁抹及び対岸の瑞典、諾威より独逸に直接物件の輸入せられ若くは一旦是等の中立諸國に輸入せられたる後間接に独逸に輸入せられる供給を防遏せしが爲め、(一)割当主義 (二)保證狀 (三)協定 の三手段を執つた。

(I). 割当主義

英國政府と中立國内の貿易業団体との協定に依り、該中立国内に於ける各種物件の消費額を測定し、其の測定額に達するまで海上よりする輸入を黙認し、それ以上の輸入は前以て之を阻遏するか、海上輸送の途中に於て英國軍艦が之を阻止すると云ふ方法を執つた。

(II). 保證狀制度

本制度は倫敦駐在米国總領事の請求に基き設けられたもので、中立國の商人が該制度の恩恵に浴せんとするには、先づ在米の英國大使館又は領事館

に出願し、米国より他の中立国に輸送する貨物に対し、無碍通過の特許を申請し、其の差支へなきものに限り保証状を交付せらるべく、該保証状を有する貨物は海上に於て妨碍を受くることなく、自由に仕向先に航行する事を得る事とした。

(三)、協定

英国政府が中立国と通商條約其他の方法に依り、該中立国の最も必要とする物件の供給を確保するに当つては、先づ該中立國に於て独逸との貿易を制限すべしとの協定を締結し、以て独逸に対する間接輸入を阻止せんとした。

蓋し英国は割当主義又は保証状制度に依つて貨物が中立国を経由して間接に独逸に輸入せらるない、貨物の出発港又は海上に於て之を阻止する事が出来たが、隨接せる中立國より陸路を以て独逸に輸入せられる事を防止し得なかつた。茲に於て英国は中立国政府との協定に依り、独逸への輸入を妨碍せんとしたのが此の方法であつた。一例を挙げれば、

和蘭は欧州大戦勃発後海上よりの輸入が杜絶し、所要の物資に不足を生じたので、善意なる貿易業者の為めに和蘭海外信託会社なるものの組織を許可したが、該会社は一定の貨物に就き国内に於て消費せらるゝ事の保証を爲し、外国よりする輸入の仲介者たる任務を遂すものであつた。英国政府は該会社と協定を結び、之に仕向けられる貨物は一定の例外を除き、決して同国より独逸に輸出せざる可き旨を約さしめ、且つ巨額の保証金を提供せしめ、英国政府も亦該会社の信用並に保証金に信頼し、該会社に仕向けられる貨物は一切拿捕せざることゝした。

英国政府は更に丁抹国とも同様の協定を結んだ。又米国とも交渉があつたが、成立の運びに至らなかつた。

尚前述三種の手段に依る以外に於ては、中立国船舶に対し、拿捕抑留を免除しなかつた。

(二)、佛國

(イ)、北海封鎖と封鎖手段

既述の如く英国の海封鎖に対抗して独逸は戦争區域に関する宣言及復仇手

段に関する覚書を発表したが、英佛は之に対し一九一五年二月二十八日を以て前記共同宣言を行つた。

次で同年三月中旬、佛国政府は大統領令を以て左の如き宣言を公表した。

佛蘭西大統領は外務大臣並に陸海軍大臣の報告に基き左の命令を公布す。

第一條　独逸帝国民に属し、又は独逸国より輸出せられ若くは独逸国に仕向けられたる一切の商品にして本令公布後出航したるものは、佛国軍臨之を差押ふべし。

独逸国軍隊の占領したる土地は独逸国領土と同様に看做す。

第二條　独逸国の商標又は製造標あるか若くは独逸国に於て製造せられたる一切の物品及商品、独逸国内の産出物、並に直接たると他国を通過するとを問はず、独逸国領土を仕向地とする一切の物品及商品は、其の性質如何に拘らず、独逸国より輸出せられたる商品と看做す。

但し本條は中立国人が本令発布前、善意を以て中立国内に輸入したる事を立証し、又は右公布以前より正当且善意の所有权を有する事を立証し得る物品及商品に対しては之を適用せず。

第三條　独逸国若くは独逸国の臨国に直接若くは他国を通過して仕向けられたる物品及商品は其の性質の何たるを問はず、該物品及商品の附属書類に依り中立国を最終且つ眞実の到達地とせる事を立証し得ざる場合に於ては独逸国に仕向けられたる商品と看做す。

第四條　第一條に掲げたる商品を搭載する中立船は佛国又は同盟の港に引致せらるべし。

船舶が佛国港に引致せられたる場合に於て、商品に関し別段の決定なき時は、商品は下記規定に依つて陸揚げせられ、其の船舶は解放せらるべし。

(イ)、独逸国民に属すと認めたる商品は差押へ又は売却し、其の代金は正当权利者の計算を以て講和の調印あるまで預金局に供託す。

(ロ)、中立国人に属する商品にして独逸国より輸出せられたるものは、一定の期間内に之を発航港に送還する為め、中立国人たる所有者の處分に一任す。右期間経過後は該商品は徴発せらるゝか又は所有者

の計算に於て且つ其の費用と危険に於て売却せらるべし。

(ハ)、中立国人に属する商品にして独逸国に向け輸出せられたる商品は、其の発航港に送還し又は許可せられたる佛国同盟国若くは中立国の港に回航する為め、中立国人たる所有者の處分に一任す。何れの場合に於ても期間を一定し、該期間経過後は該商品は徴発せらるゝか又は所有者の計算に於て且つ其の費用と危険に於て売却せらるべし。

第五條　外務大臣の提議並に陸軍大臣の同意に依り、海軍大臣は一定の載貨若くは特殊の商品に対し、特定の中立國に向けられ又は該中立国より輸出せらるゝことを特に許可することを得

独逸国より輸出せられた一切の商品は、一旦中立港に於て中立国の関税を支拂ひたる後搭載せられたる場合にあらざれば、通航許可の利益を受くることを得ず。

第六條　本令は絶対的又は條件付戦時禁制品と宣言したる商品に関し公布したる規定を何等変更することなし。

第七條　引致せられたる商品が、独逸国民に属するか、独逸国より輸出

せられたるか、若くは独逸国に仕向けたるかを決定するは、下記規定に依り捕獲審検所に於て之を為す。

(イ)、引致せられたる船舶の到着より二日以内に其の引致の正当なることを証明すべき船舶書類及び其他の証據書類を、其巻の捕獲審検事務所より、海軍大臣を経て、捕獲審検所附政府委員に提出し、該委員は直に捕獲審検所長官に之を移送す。

(ロ)、捕獲審検所長官は会議を召集し、会議は其記録に登録以後八日以内に書類に就て決定す。前記期間に拘らず、会議は常に必要と認むる豫審手続を命ずることを得べく、且つ必要ある場合には、当事者に於て其の权利を主張する為め、充分なる期間を之に許可することを得べし。

第八條　外務大臣、大蔵大臣、陸軍及海軍大臣は各々其の所管事項に付き、本令執行の任に当るべし。

一九一五年三月十三日　　巴里

(ロ)、独領阿弗利加カメルーン沿岸の封鎖

本封鎖は経済封鎖と云ふより寧ろ、戰略的の意義を有する封鎖であつた。

佛國外務省は一九一五年四月二十二日附き以て在佛各國使臣に対し通告を発し、四月二十日よりカメルーンに在る同盟国海軍の司令官は、其の有する权力に基き、グリーンウヰッチ標準時に於ける一九一五年四月二十三日正午以後、別に指定する区域内に包含せられたるカメルーン沿岸の部分は、前記海軍力に依り封鎖の状態に置かるべき旨を宣言した。

(八)、ブルガリア沿岸封鎖

一九一五年十月十六日、既述の如く佛国は英国と共同して、エージアン海に面するブルガリア沿岸を封鎖した。尚同封鎖は同年十月十九日に至り、其封鎖区域を拡張した。

(三)、伊太利

アドリアチック海の墺国沿岸島嶼に対する経済封鎖

此の封鎖は、墺洪国艦隊が南下してアドリアチック海より出づる事を不可能ならしむると共に、海上よりする軍需品其他の供給を杜絶せしめ、墺洪国をして資源の枯渇を来たさしめる事を目的として行はれたものである。

即ち伊太利政府は、アドリアチック海の墺国沿岸島嶼並にアルバニア国沿岸島嶼全部に対し封鎖を宣言し、一九一五年五月二十六日より効力を生ぜしむる旨を、伊太利駐劄各国大公使に対し公式に通牒を発した。

(四)、独逸

(イ)、無制限、無警告潜水艦戰

独逸は、前記英国の北海全域の封鎖に依る打撃（国民の饑餓、戰時資源の缺乏）の救済回復を図る必要上、戰時復仇の手段として、一九一五年二月四日、戰争区域に関する宣言を発表した。

(一)、大英帝国及愛蘭を圍繞する海面（英吉利海峡全部を含む）を戰争区域と宣言し、二月十八日以後右の区域内に於て発見したる敵国商船は、其の船員及船客の危険を避くる能ざる場合と雖も之を撃沈す。

(二)、英国は中立国々旗を濫用するが故に、我海軍が敵船を攻撃するに当り、中立国船を区別する能はざるに依り、右区域内に於ては、中立国船舶と

難も危険なり。

(三)、シエットランド島の北方北海の東部並に和蘭沿岸附近三十浬の航海は安全なり、

新たに英国専用の海上を總て戦争区域なりと宣言し、該区域内に入る敵国商船並に中立国商船に対し、潜水艦に依る攻撃を加へることとした。

独逸は右宣言を爲すと同時に同月六日更に対英報復手段を採るの已むを得ざるに至つた、理由を説明した覚書を発表した。

然るに之に対し、英佛両国は前記覚書、次いで夫々命令を公布し、対独報復手段を規定するに至つたが、殊に英国の北海全区域に対する経済封鎖は愈々厳重を加ふるに至つた。

茲に於て独逸政府は更に広範囲に亘る大規模なる潜水艦戦の実施を決意し、敵国側の心膽を寒からしむると共に、中立国の船舶に対しても、若干の制限の下に大なる圧迫を加へた。

即ち独逸は、一九一七年二月、無制限、無警告潜水艦戦を宣言し、英国、佛国及び伊国を包囲する区域、東部地海並にアゾレス島周囲の封鎖区域内に於ては、總ての交通は凡ゆる武器を以て無條件之を攻撃する事を聲明し、実行した。

(四)、戦時禁制品に関する態度

尚独逸は戦争開始後勅令を発し戦時禁制品として倫敦宣言規定の品目表に準拠すべき旨を宣言したが、其後英佛側が戦時禁制品の品目表を頻繁に変更するに対し、一九一四年十一月二十五日以后總ての材木を戦時禁制品に加へるに至つた。

此の爲め瑞典国の諸工業に著大なる損害を蒙り、瑞典国政府は遂に独逸に対し抗議を提起するに至つた。

其後独逸も度々改正及追加令を発布した。

(五)、軍需品供給の妨害

上述の海上封鎖中には入らざるも、大戦中独逸は、米国の聯合国側に対する軍需品供給を、各種の手段を講じて妨害せんとした。

即ち欧洲大戦に於ては、英佛同盟側が制海権を獲得した関係上、米国より交戦諸国に対する兵器弾薬の供給は、事実上同盟国側のみを利する結

果となつた。之に対し独墺側は、米国政府をして、交戦国一般に対し、軍需品の輸出を禁止せしめんとし、駐米独墺大使を通じて米国の反省を促すと共に、在米自国民を使嗾し、又は間諜を使用して、聯合国側に対する軍需品の供給を妨害せんが為め、各種の陰謀を企てしめた。

例へば軍需品製造所の職工を煽動して、同盟罷業を起さしめ、軍需品製造所を籠絡して契約を締結し、軍需品の買占めを行ひ、或は軍需品製造所を破壊して、其の生産を不能ならしめ、更に又軍需品輸送の途に在る船舶を破壊して、聯合国側に到達する事を妨害する等、種々苦肉の策をほどこしたが。

駐米墺洪国大使ドゥマ博士が、一九一四年の冬より一九一五年の春に掛けて、米国に於ける兵器弾薬の製造工場を、支配せんとする目的の下に活動し、次で、其の輸出を妨碍せんとした事は有名な事実であり、又一九一五年十月駐米墺国大使ゾンバが悪辣なる、手段を執り独逸大使館附武官と結託し、米国在住の、墺洪国人を教唆して米国工業界を、撹乱せんとした事も著名な事実である。

(五)、墺洪國

黒山国沿岸の封鎖

墺洪国は一九一四年八月十日正午を以て黒山国沿岸を封鎖し、同時に中立国船舶に対し二十四時間の退去期間を与ふる旨宣言したが、右は戰略上、並に通商上の両意義を有する封鎖であつた。

第四節　敵財産の處分

(一)　英國

(イ)　一般の取扱

(ハ)　強制管理

營業の取扱に關して發布された諸規則に就ては後述の如くであるが、是等諸規則の發布後一九一四年十一月二十七日附對敵取引に關する補則に依り、敵に對する支拂を妨げん爲め、英蘭、蘇格蘭及愛蘭に各々一の敵財監視機關（Custodian of Enemy Property）を置く事とした。

其の目的は支拂禁止に依り、敵に拂ひ渡す事の不可能となつた金額其他の敵財産を政府の權力内に移さんが爲めであり、英蘭に對しては既存の信託書（Public Trustee）、蘇格蘭に對しては裁判所監査官（Account of Court）、愛蘭に對しては公定破産管財人（Official Assignee in Bankruptcy）を以て其の機關と定めた。

敵に對し配當金、利子等として支拂ふべき金額は總て其の支拂期限後二週間内に上記監視機關に支拂ふべきものとし、該金額にして敵の爲めに既

に他の機関へ拂込濟若くは信託濟のものは之を上記監視機関へ譲渡すべき
を定め、又敵の爲め動産若くは不動産を所持若くは管理する者は之を監視
機関に提示すべしと規定した。

同様に各會社は敵人の所有に係る株式、債權等を届出るを要し、各商店
は敵人たる共營者及出資者の利益配當を届出でざる可らず、敵に對する債
權は動産、不動産共高等法院の判決に依り、之を監視機関に移し、且つ監
視機関は其の管理、賣却等を爲し得るものとした。

之と同時に債權の讓渡及株式の書換は無効とせられ、且つ處罰せらるべ
き旨定められた。

又監視機関は收納金を銀行預金と爲し若くは一定の有價證券に換ふる事
を得、且つ同機関に委付せられた總ての財産は初め之を平和克復まで管理
すべきものと定めたが、此の期間は一九一六年一月二十七日の法律を以て
延長せられ、追つて勅令を以て管理を解くまでと定められた。

尚詳細なる施行規則が一九一五年一月十一日を以て發布せられたが、同
年七月二十九日附法律を以て右管理の範圍を内外國、公共團体の公債利子

にまで之を及ぼし、更に資本金の拂戻にまで擴張した。

又届出義務は敵の債權並に銀行に於ける供託金及預金に就てまで其の範
圍を擴め、後に至つて商務省は判事の裁決を俟たずして敵財産を監視機関
に委付し得る事となつた。

而して從來敵財産の範圍は敵國居住者の財産に限られて居たが、此の法
律に據り總ての敵國民の財産を之に含ましむるに至つた。

最後に一九一六年九月七日の勅令に依り、敵國居住者に對する英國民の
總ての債權の届出を規定し、且つ信託官は此の届出を受理する義務ありと
した。

(2) 強制解散

以上の如き強制管理の外に、上掲の一九一四年十一月二十七日法は、債
權者が支拂を受くるの必要ある場合には、敵財産を清算し得べき旨を規定
した。

右に関し逐次手續規定の公布を見たが、一九一六年十月十五日の英國商
務省の報告に依れば、同日までに清算せられた獨逸人の財産は二百三十一

萬二千二百二十四磅に達し、此の金額は主として會社の強制解散に因るものであると言はれた。

(3) 没收及賣却

英國は一九一六年五月二十三日に至り命令を發して、ブラック・リストに掲げられた總ての商館の財産を拘束し、是等商館の英國に於て有する債權は政府の許可なくして没收せらるべきを定めた。

又滿期後の利札は之を信託官に託し得る事とし、商務省の命令ある場合は是等商館の財産（投資及び株式を含む）は英國内に非るものも強制的に賣却せられる事となつた。

(4) 殖民地に於ける態度

殖民地及び屬領地に於ける敵財産は主として敵人の企業及ビ投資のみなるが故に、是等の地方に於ける敵財産の取扱に関しては、敵商店の取扱の項に於て言及する。

(ロ) 敵商店の取扱

(1) 先づ最初に、營業を制限された敵の銀行中、既に一九一四年八月十日附の外國人制限令第二號に依り、内務大臣の特許無き總ての銀行は業務を禁止した。

其の中若干の獨墺銀行支店は營業の許可を與へられたが、後、逐次是等に對する特許の取消が行はれ、其建物は公費に附せられた。

禁止銀行の保有金は清算して之を債務の辨濟に充つべきものとし、一方是等銀行を取締るため一名の監督官（Controller）を置いて監視した。

英國は銀行の清算を徐々に實行したが、開戰當時に於ける獨語銀行の貸借對照に於て、債務の方が多かつた爲め、出來る限り此の債務を支拂はしむる事が英國に取つて有利であつたからである。

又敵の保管寄託物の現存せるものは總て（密封寄託を含めて）一九一六年中項信託官に引渡されたが、其額は獨逸人の負担せるもののみでも二十億ポンドに上つて居た。

而して信託官は是等寄託物を賣却する權限を有し、其賣却に當つて英貨

相場を引上げる為めに之を利用する事を常に念頭に置いて居た。

(2) 銀行以外の敵商店の取扱は、初め之を監視するに止めたが、其後漸次正式の清算を命ずるに至つた。

一九一四年九月十八日の對敵取引に関する法律に振り、營業上對敵取引に関する法律を犯し又は犯さんとする虞あるもの又は戰爭の影響に依り其營業が一般社會に利益なりと認められたる營業に對しては、商務省は高等法院の判決を俟つて監督官を任命し、之に其の強制管理を委ねる事となつた。

右以外の商店にして認定條件に該當するものには監視官（Inspector）を任命し、以て其營業を監視せしめた。尚前記法律發布後最初の一ヶ年に任命された監視官は約三百名に及んだ。

(3) 斯くの如く單に戰時中のみ營業を拘束せんとする禁示的手段のみを以てしては、長期に渉り一般輿論を滿足せしめる事が出來なかつた。世人は却て明かに敵性を有する商店が依然として英國内に於て、英國の企業と競爭し得る事を烈しく非難するに至つた。

一九一六年一月二十七日の法律は、斯くの如き一般の熱望に基いて作られたもので、同法に據れば商務省は營業主、株主、資本主等に就き敵性を有すと認むべき商館に對し、業務の制限若くは閉鎖又は強制清算を命ずる事を得る事となつた。

而して是等の商館に對しては各一名づゝの監督官を置き、必要な場合には之をして清算を實行せしめた。

株主の大部分が敵國人なるも英國法に基き登記せられた會社には從來處分を爲し得なかつたが、該法律は特に此等の會社に適用を見た。又或會社が本法の適用を受くべきや否やは商務省が監督官及監視官を調査せしめる事にした。斯くの如くにして敵商店に加害し得べき途が開かれ、各種團体及新聞紙は各個の企業に就き敵の利益の存在せる事實を摘發する事に努め、一方、議會に於ても例へば料理店の如き微々たる營業の継續に就いてさへ絶えず質問を發せられる樣になつた。

右法律を實施するに當り政府の採つた方法は、先づ調査委員會を作つて商務省が之に總ての事件を附議し、同委員會は商店の敵性を檢し、且國民の利益の爲に強制解散を命ずべきや否やを決定した。而して總ての場合に

於て商務省は右委員會の決定を其儘踏襲したが、毎回多數の商店が處分され、一九一七年五月十八日迄に強制解散を受けたる商店は四百四十六に及んだ。

商店の清算に際しては貨物倉庫のみならず、設備品、特許權、現存委託品等を賣却し、時には賃貸契約をも賣却した。又中には從來の競爭者若くは以前の使用人に又は該不動産を特に有用とした者に賣却した例も尠くなかった。

更に、株式會社に於ては信託宮をして敵人の手中に在る株式の強制賣却を約さしめ、英國人に限りて其の購入を許したる事實もあり、時には會社の損害を少なからしめる爲め、獨逸人株主と協議の上非常なる廉價を以て所有株式を讓渡せしめた例もあつたが又他の場合に於ては株式の強制的併合が屢々行はれた。

(4) 植民地に於ては敵商店の強制清算を本國より遙かに以前に規定したものが多く、其の性質も本國に比し無法なるものが多かつた。

(a) 印度

印度に於ては特に敵商店に對する反感が激しかつたが、常に注意を以て處置せられた。一九一四年十一月十四日の命令は總ての敵商店及敵人に對し、業務繼續の許可なき限り其の營業を禁止したが、他面に於て印度總督は其後の命令に依り、規定條件を充たすものに限り營業を許可した。併し其の後漸次獨逸商店に對し壓迫が加へられ、一九一六年に至り命令を以て「總督が敵性有りと認めたる商店は總督に於て清算を命じ得」と規定するに至つた。

(b) 海峽殖民地

敵商店に對し最も無謀なる取扱を爲したのは海峽殖民地で、一九一四年十二月の一命令に據れば、敵國民が自己又は他人の計算に於て營める商店、並に資本の三分の一以上が敵國人の出資に懸る商店に對して、總督は強制清算を命ずる事を得べく、其の際敵人の債權は償却せらるべきものとし、清算人は報酬として清算額の二分五厘を所得すべき事を規定しく居る。尚事實の有無は不詳なるも、清算完了後、帳簿、營業書類、證書並に清算に關する証據書類等は總督の命令に依り破棄せられたりとの說あり、若し事實とせば實に非法の極まれるものと言ふべきである。

実に一九一六年十一月の法律は株式の十分の一が敵人の手にある會社は敵性會社と見做す旨規定した。

(c) 香港

香港に於ては他と同様極力獨逸商業の排斥に努めたが、前者と異り、目的を達するに支障なき限り、一般に必要なる以上の苛酷又は公然の不法を避けんと努力した。

(d) 南阿聯邦

南阿弗利加聯邦は永らく態度を決しなかつたが、一九一六年六月十九日に至り遂に法律を発布した。

多くの場合、本國の先例に倣ひ、出資者又は資本主、使用人若は代表者中に敵國民の加はれる企業は之を大藏省に届出る義務あるものとし、大藏省は該商店に閉店若くは強制清算を命ずる事を得、且監督官を任命するものとした。

斯くて敵の強大なる勢力の存する商店は清算せられるに至つた。之に反し、出資者中に敵國人あるも其の勢力の大ならざるものは其の營業を許可された。

唯敵國人の受く可き配當金の利潤割合は總て監視官に支拂はれ、又現存せる總ての敵財産は届出を必要とした。

(e) 其他の殖民地

右の外英領東阿弗利加、西阿弗利加、ザンジバル、ニアサ及ナイゼリア等の殖民地に於ても夫多の獨逸商館が清算に附せられた。

(f) 屬領地其他の地方に於ける態度

(a) 埃及

英國は既述の如き手段を以て足れりとせず、本國に於ては固より各英領諸地方に於ても、其後敵國商店の取扱が益峻烈となり、一九一六年七月三十一日の法律は埃及に對しても敵商店の強制管理及清算を規定し、且總ての敵財産に就き届出義務を定め、一方「敵」とは取引を禁止せられたる總ての者即ち黒表中に記入せられたる者をも含むものと爲し、右の敵財産は要求あれば之を監視機関に引渡すべきことを規定した。又一九一六年十月九日の勅令は敵國に在る總ての人に對する債務額を同監視機関に支拂ふべきと爲し、他方敵性債權は担保を有する時と雖も清算に當りて非敵性債權

に先んぜらるゝものたるべき旨規定した。

(b) 加奈陀

加奈陀に於ける敵商館の取扱に關しては一九一六年三月二日の敵財産及敵企業の取扱に關する法令以外に判明せず、右法令は是等の諸事項に關する本國法律を蒐集したものである。蓋し加奈陀に於ては英本國、他の植民地及屬領地等に比し外國商館の勢力が極めて微弱で、獨逸商館との競爭も左程痛切に感知されなかつた爲である。

(c) 濠洲

濠洲に於ては、一九一四年十一月二十六日の法律を以て、商務大臣に敵勢力の下にある營業に對し監視官任命の權を與へ、其後一九一六年一月二十九日の法律は敵の所有する濠洲の會社の株式は總て信託官に供託すべき旨を規定し、尚信託官は右株式の全部を政府の要求ある時は賣却し得る旨規定した。斯くして一九一七年一月三十一日迄に信託官に供託せられた株式は約三十五萬五千株に達し、其の所有株主は約八百名を算した。而して是等の株式を賣却して得たる金額は之を原株主に支拂ふべきか又は該株主の債務の辨濟に使用すべきかは大狀師（attorney general）に於て決するものとした。

更に一九一六年八月十五日に出でたる法令は鑛山及治金企業の株式並利益持分を、生來の英國民に非る者、英國に住居を有せざるもの、又英國に於て商業を營まざる者等に賣却する事を禁止した。又一般に敵國血統の歸化人は敵人と同一の待遇を受け且つ其の子も亦敵人と同樣に取扱はれたが、子の稍異る点は強制供託の例外を認められて居た事である。

(d) ニユージーランド

ニユージーランドに於ては一九一四年十月二十五日の命令に依り、資本金の半額が敵人の手に在るか又は敵國に居住する者と取引關係を有する會社に對しては、必ず各一名の監視官を任命すべき事を定め、同監視官は會社の營業を監視し且單獨にて會社に對する支拂要求の受諾を爲し得る事とした。

一九一六年四月三日の新規定は總ての敵性株式を届出づ可きことを定め且英國民に對し敵商館に加入する事を禁じ、又敵國民が將來營業を開設す

る事を禁止した。

尚一九一六年三月二日の命令は敵國民及其權利相續者に總ての貨物の輸入を禁止した。又敵入若くは敵國血統の歸化人の手に在る「ニユジーランド」會社の株式は、總督代理の命ある場合には信託官に供託すべきものとせられ、其後一九一六年三月十一日の命令に依り、信託官は總督が敵性を認めたる商店の強制管理人若くは清算人に任命され得る事になつた。

又一九一六年四月三日の規則は信託官を敵財産管理人に任命し、敵人の受く可き配當金及利益金等は勿論其他の金額（例へば債權）をも、要求あり次たる時は之を信託官に拂込むべき旨を定め、更に敵財産の讓渡は大狀師の許可無き限り之を禁止し、敵人の爲めに保管せらるゝ財産並に敵人に對する債務は届出を要する事とした。

(e) 其他の地方

右の外占領せられたる獨逸領土に於ても獨逸商店の營業は何等の制限をも受けずして續行したるものは無かつた。

「ニユジーランド」の管轄に屬する「サモア」に住所を有する敵國民及

商館は、一九一五年四月二十九日の命令に依り、同地住民との取引を許され、尚監督官に届出で認可を受くる時は、「サモア」以外の英人とも取引を爲し得べき旨を定めた。

又監督官は資本の半以上が敵性を有すると認めらるゝ商館を其の監督の下に置く事を得、且つ監督官は該商店の受取る可き金額を商店に代つて受領し得る事とした。

「トーゴー」に於ては一九一六年三月總ての敵性商人に退去を命じ、從來營業を許可されて居た會社に對しても總て清算を命じた。

(ハ) 無体財産權の取扱

英國は一八八三年の巴里協約及其補則の協定に參加し、且其の領土の一部と共に齊しく國際聯合の一員なりしにも拘らず、毫も右協約を遵守しやうとしなかつた。而も却て特許權及商標に關する一九一四年八月七日の法律に依り、商務省に對し、特許權若くは營業免許證並に商標にして其の所有權者が敵國民なる限り、全部若は一部分を持續的若は一時的に無効とし、

且つ既に開始せられた手續を停止する法規の適用權限を附與し、次いで一九一四年八月二十八日の法律は右効力の範圍を一部分擴張又は縮少した。

併し、其の後の法令に依り若干の緩和規定を設けた。蓋し敵國發明の利用は無差別に之を他の敵財産に對する處分と同一に論じ得ず、戰時に方り敵國人の發明特許なる故を以て、痘苗、「サルヴァルサン」、爆藥、大砲、其他生活及交戰必需品の製造を斷念し得ないからである。英國も亦開戰後僅かに三日を出でずして、此の件に關し條約破棄を決意するに至つたのである。殖民地に於ても亦始じ到る處に於て敵國人の特許及商標を無効ならしめ略々本國と同一歩調を取つた。

書籍の著作權に對しては一九一六年八月十日に至り、半ば秘密裡に成立した一法律の適用を見たが、之に依り敵國人著作の版權は信託官に委附された、其の自由處分に委ねられた。

(二) 佛國

(イ) 一般の取扱

(ハ) 強制保管の法制確立までの處分方法

一九一四年八月十三日取り敢えず定められたる處に據れば、稅關に保管中の獨逸若くは墺洪國原産品にして同令發布當時關稅手續未濟のもの、又は獨逸、墺洪國國民宛のもの、及同樣の事情の下に在る通過貨物は、之を没收の上、國庫の利益として賣却すべきものとせられた。

次いで一九一五年八月十七日に至り、之と主旨を同くする一法律が議決せられ、獨逸若くは墺洪國原産品に對し、禁止品に關する關稅法罰則を適用すべき旨を定めた。

佛國政府の着手した敵財産の強制管理は頗る多方面に及んだが、最初は法律又は命令に依り規定することなく、唯、之に關する規則と稱し得べきものは前後十數回の司法大臣の通牒、其他「セーヌ」裁判所長及官有地管理局長の訓示等があるに過ぎなかつた。而して是等の通牒及訓示は總て一九一四年十月二日「ル・アーヴル」民事裁判所長の判決に端を發したもので、同判決は獨逸資本を以て營業する一佛國商會の計算に係る商品の差押を命じたものであつて、国防上の利益を其の理由となし、且つ保管手段は何人の利益をも害せざる旨を説明したものであ

た、司法大臣「ブリアン」は十月八日總ての檢事及裁判所に對し、此判決に倣ふべき旨を通達し、十月三日には佛國内に於て商、工、農等を營める獨逸及墺洪國商會所有の商品、債權及財産は全部之を差押ふべき旨の命令を發した。之は法律上佛國人の資格を有する商會に對しても適用せられ、爾に佛國、聯合國及中立國人民に商品を移轉し、以て該商品の安全を圖らんとした商會に對しても適用を見た。次いで同年十月十六日に至り、此の差押命令は營業を爲さざる總ての敵國私人に對しても適用すべきを定め、同年十月十四日附の内務省令に依り各縣知事に對し、總ての前記命令に該當する營業及人員表を作成すべき事を命じた。

又一般に一九一四年九月二十七日の命令を以て「敵」と定められたる者は皆差押を受くべきものなるも、波蘭人、アルサス・ローレン人等は必要なき限り差押を免除せられた。尚又獨逸若くは墺洪國に滞在する佛國人の財産にして佛國に在るものも差押へ得べきを定めたが、是は事實上歸化佛人の場合に限られた。ブルガリア人の財産に關しても亦、一九一五年十一月七日の命令を以て規定せられたが、一九一六年の訓令に依り一般に實行せられざるに至つた。之はブルガリア在住佛人の財産を顧慮した結果と思はれた。

差押の際、敵財産が事實上全部充分に包括せられざる虞ある時は、檢事は各郡内或は各倉庫、停車場等に在る一切の敵財産を管理せしめる爲め、總保管人任命の申請を爲し得べき事を一九一四年十一月四日を以て定められた。尚同日附にて銀行、公証人、辯護士、執達吏等は各自寄託を受けた敵財産の保管人に任命された。

併し以上の處置は唯一般に所有權の處分を不可能ならしめるに止り、其以外何等企圖する處がなかつた。

以上の處置は一九一六年一月二十二日附法律の議決せられる迄は法律上の基礎を有しなかつたもので、一九一四年九月二十七日附の命令は敵人との取引並に契約締結及支拂を禁止するに止り、敵財産の處分に關しては何等言及して居なかつた。

從つて是等の處置は、此命令を全く任意的に解釋したものと謂ふ可く、罰則を含んだ一九一五年四月四日の法律も亦敵財産の轉送及隠匿等を禁じ

たに過ぎなかつた。

司法大臣は之に對し兩當事者不一致の場合は裁判確定まで係爭物件の管理を保管人に委託し得るとの民法中の規定を援用し、出征或は其他の理由に依り不在なる敵國人に對する債權者は、其の遺留敵財産の強制管理を請求し得べき利益を有するものなりと爲し、且つ議會に於て「是等敵財産は講和談判開始の際に處分し得べき有力なる担保物にして、没收は不法行爲なるも基準完全狀態に於て保管せんとする強制管理は適法なり」と公言した。

(2) 強制保管

強制保管に關する法律は一九一六年一月二十二日に至り漸く可決を見たが、該法律は此の事に關して補遺的にも言及する處なく、強制管理を既存のものの如く説明して居り、其の内容は敵國民の動産及不動産を所持し、管理し、監督する者及其他支拂契約及有價證券又は其他の財産の債務者は總て本法公布後十五日以内（原則として）に其届出を爲すべき義務を有し、同様に敵國人たる株主及敵國人の投資額も當該會社より届出を要し、其

他敵國民との經濟的契約又は協定も總て届出づべきものとされた。

又敵財産を所持する佛國人は其の財産の處分を必要とする特別なる事情の起らざる限り、自己の要求に依り當該財産の保管人と看做され得るものとした。

強制保管は一九一四年十月中旬より開始せられ、漸次大規模に實施せられたものにて、被雇獨逸人の私有物、家具、遺産、債權等は因より、日附古き些額の債權に至るまで總て之を強制管理に附し、「官報」に掲げられた沃翁なる強制保管物表は往々獨逸人たる所有者にすら知られざる財産に至るまで巨細に之を記載したと言はれる。

強制保管額は一九一五年三月三十一日より一九一六年三月三十一日迄の一ヶ年間に、從來二千五百万マルクなりしものが、一億八百万マルクに增加した。

然るに同期間に佛國及聯合國の債權者に對し分與された金額は僅かに一千万マルクより五千五百万マルクに增加したに過ぎず、預金局に寄託されたのは六千一百万マルクであつた。

右保管物中には國防上の利益を理由として處分された物が多數あつた。例へば強制管理人より陸軍省に指摘した商品、機械及軍需品等の徴發、地所家屋等の賃貸、強制保管中の工場の使用許可。衛生事務及行政官衙の爲めの建物及住宅の利用等が之であつた。

又商工業の一般的需用に應じ、保管中の工場及原料品を供給した事もあつた。

最初公衆は此の強制保管を、敵國人財産の一般的没收に對する準備行爲なりと看做して居たが、其後有識階級は、國際法上の總ての慣例に反する此種の過激なる背反行爲を諫止し、且つ佛國政府も、其占領地域に於て充分なる担保物を手中に收め得るに至つたので、司法大臣も之に反對して、布令を發して、

「該差押は未拂債權の取立及債務清算を目的とする一の保管手段に外ならず、又保管人は清算人に非ず、故に腐敗すべき商品若くは債務支拂の爲めに現金調達の必要ある場合に於ても、賣却の最低額及時期を決定すべき裁判長の許可なき時は、保管中の財産を競賣に附する權限なし。尚又現存の

債務に於ては、價格の如何を顧ず保管物を賣却するの要なく、愼重なる處理を必要とす。如何なる場合に於ても故意に價値を低下せしむるは不法なる事を銘記すべし」と宣言するに至つた。

(ロ) 敵商店の取扱

(イ) 強制管理

敵國人の營業は私有財産に比し一層連續的攻擊の標的となり、恰も佛國を征服せんとする經濟的組織かの如くに看做され、輿論は之に對し強硬なる方法を要求し、敵國關係の疑ある商會は詳細なる記述と共に新聞紙上に公表され、特に「佛國の經濟的奪還」の叫びが萬唱せられるに至つた。茲に於て政府は、敵性ある商店を一般に敵國人財産と同樣に取扱ひ、之を強制管理に附した。

地方長官、市町村會、商業會議所、勞働組合及農工商等の實業團体は、處分に洩るゝ敵商店無からしめる爲に、所要の情報を提供し、司法大臣は各商業會議所に對して通牒を發し、管理に附せられた商會の名簿を半月毎に送達せしめ、更に一九一六年一月二十二日強制管理に關する法律は歐國

民の有する株式及營業持分の明細なる届出を要求した。

一九一六年五月二十五日までに公表せられた處に據れば、一九一五年九月三十日までに強制管理を言渡された敵商店は總數三千二百九十六にて、是は占領地域の全部及交戰地帶の大部分を除外した數である。

佛國に於ては苟も敵國人の所有に係る商店ならば例外なく強制管理に附せられ、且つ敵企業の支店は、法律上佛國の會社たる場合に於ても閉鎖を命ぜられた。外國人の株主少數なる場合には、其の所有株式を佛人株主をして保管せしめるに止めた例が多いが、此の佛人の單に外國利益の名義人に過ぎざる疑がある時は、其會社全部を處分し、其の營業を停止した。且つ一般に營業上の敵人の利益關係を確認するに際し、認定を頗る廣範圍に及ぼした爲め、唯單に其の株主の一部が獨逸人なるべしとの推定のみにて強制管理に附せられた例も多數あつた。

敵人の營業の繼續は一九一四年九月二十七日の命令を以て禁止せられたが、同命令は英國と異り、敵人の定義を國籍主義に依つて定め、住所主義は採らなかつた。又管理に附せられた商店との取引も、同命令に依り一般

に禁止された。唯營業の繼續が例へば農業關係の營業の如く、國家的利益を饗す場合には之を許容した。而して此の場合、裁判長は必ず其の許可指令を發したが、茲に所謂國家的利益とは、國防、他工業に對する供給、佛人債權者に對する辨濟、或は失業勞働者の産業等を指すものにて、可成り多方面に及んで居た。併し果して幾何の商會が此の理由に依り營業を繼續し得たかは不明である。尚此種營業の繼續は概ね管理人の指揮下に在つたが、中には敵人たる所有者の經營に委ねたものもあつた。

一般に強制管理人は非敵國人の敵商店に對する債權は成可く之が辨濟に努めたが、斯る債權を沢して優先債券と爲した事實もなく、又敵企業の清算を行つた事も無かつた。

(2) 殖民地に於ける態度

殖民地に於ける敵商店の取扱は佛國の場合に於ても嚴重を極めたが、殖民地に於て差押へられた商店は鑛山業十八、農業三十、商店十三、移民會社八十一等を主なものとして、其他多數に上つた。之を地方別に觀れば、アルジエリア六十一、チユニス四十九、モロツコ八、西阿弗利加三十、マ

ダガスカル四十八、印度支那十四、南洋群島九、ニレドニア十一、であつた。殊に印度支那に於ては本國政府より「強制管理は單に保管の性質を有するに過ぎざる」旨の訓令が到着したる時には既に多數の敵財産が競賣に附せられて居た狀態であつた。

(3) 敵國保險會の取扱

佛國に於て營業する敵國保險會社は特別な取扱を受けた。既に一九一四年九月二十七日の命令は保險會社に對する特別規定を設けたが次で同月二十九日には傷害及生命保險に關する規定、十月二十一日には爾余の保險會社に關する規定が發布された。是等規定は敵國會社に與へた佛國内の營業許可を取消し、勞働大臣の任命する經驗有る特別の官吏を該會社の保管人に定め、同人が保險料の徴收、保險金の支拂等該會社の營業の一部分を繼續すること、し、既存契約の附加協定以外に新保險契約を許さゞる旨を規定した。尚此の附加協定も非敵國人の外に認めたに過ぎなかつた。更に敵國人は保險料の支拂、保險金利子等の請求もこを爲し得なかつたが、非敵國人たる被保險者は引續き保險料の拂込を爲す事が出來た。支拂に對する担保としては佛國預金局に寄託した保證金があつて、四會社のみでも約五千三百万マルクに上つて居た。

(4) 無体財産權の處分

無体財産權は敵國人のものにあつても、佛國は當初國防上價値ある發明に關せざる限り之を尊重した。而して此の國防上價値ある發明に對する除外例は一九一六年四月十二日の法律を以て、國籍の如何を問はず總ての特許權所有者に之を及ぼした。一九一四年八月十四日の命令も亦總ての申請者に對して差別なく支拂及有効期限の延長を許可する旨を規定し、敵國人の特許權所有者も佛國人と同樣、定期の手數料の納付を許された。併し此の無差別的態度は遂に永續せず、一九一五年五月二十七日には化學工業の利益を圖らん爲め、法律を發布して、獨逸又は墺洪國人に屬する特許權及商標權の一時的停止を規定し、更に是等國民で自己の利益の爲めに發明を利用し、又は商標を使用する事を禁止した。而して是等敵國人の發明を利用する事が公共的利益を有する場合には、其の全部又は一部を一定期間政府に於て利用する事をも許し、後者の場合は立法精神に鑑み特許手數料を

支拂ふべき事を規定した。併し反之、商標の利用は佛國人に對しても許可する事がなかつた。

是等の規定は戰前に於て敵國側より與へられた特許權並に敵人より讓渡せられた特許權には適用されなかつたが、支拂禁止の爲め滿期となつた權の代償として取得した特許權に對しては適用せられた。

(三)

伊太利

(イ) 一般の取扱

一九一五年六月二十四日の勅令は先づ墺洪國國民の動産及不動産の所有權譲渡を禁止したもので、獨逸人の財産は一九一五年五月二十一日の「ビエーロー」條約に依つて保護せらるべきを、實際上に政府の關係せる場合に於てすら該條約を遵守する樣子がなかつた。

一九一五年六月二十四日伊國政府は命令を以て、無要害地の砲擊並に無武裝商船の擊沈其他一戰時法規に違反する行爲のあつた場合には、其被害に相當する價値を船舶又は載貨の形式に於て差し押ふべき事を留保し、一九一六年二月十日には更に右命令の範圍を武裝商船擊沈の場合にも擴張し、且つ獨伊通商條約の規定に反して、獨逸人の財産に對しても徵發令を適用するに至つた。

而して一九一五年十一月三日伊國港灣碇泊中の獨逸船舶を抑留し、其の搭載貨物に對しては特別なる規定を適用した。

右抑留された獨逸汽船は三十六隻で總登簿噸數は一五三、八六六噸に上つて居た。

是等は何れも伊國に於て利用せられ、十八隻は米國航路に、九隻は英國航路に從事し、六隻は伊國の直接使用に充てられたが、外三隻は使用に堪えないものであつた。

船舶の徵發に對して支拂ふべき賠償額は政府に於て一方的に決定し、伊國預金局に寄託せらるべきものとされたが、同政府は支拂の停止を留保し且つ其後船舶を没收すべき事を考慮に入れるに至つたので、果して賠償額の寄託が履行せられたかは不明である。

政府は又一九一六年七月十八日には勅令を發布して敵財産の保全若くは

清算に組織的圧迫を加へ、獨逸國民若くは獨逸に住所を有する個人或は會社にして、伊太利及其植民地に在る者の行つた不動産權及財産の賣却、名義書換へ及各種の讓渡は法律上無効とし、同様に商品、未濟金若くは店舗の法律上の原所有者に對する總ての賠償行爲をも無効とした。

更に一九一六年四月十三日の勅令の範圍を獨逸人の財産に對し擴張したが、同勅令は報復手段として各種の動産及不動産を強制管理に附し、之に對し管理人を任命する事を定め、他方敵人に對する支拂を禁止すると共に、直接若くは間接の如何なる方法に於ても敵人に對する債務の辨濟を禁止したものであつた。

(ロ) 敵商店の取扱

敵の營業に對する排斥は、表面的には當初新聞及公衆の輿論に依つてのみ行はれたが、裏面に於ける官憲の教唆は熾烈なるものがあつた。斯くて獨墺系資本を有する會社は逐次減少して行つたが、伊國政府の處置は公然商業戰を開始した後は愈峻嚴を加へ、一九一六年八月八日には勅令を以て、同年四月十三日に公示したる所を明確に規定するに至つた。即ち敵國人に依り管理せられるか若くは主として敵國人の投資に係る企業は總て政府の監視の下に置き、又事情に依つては之を強制管理に附し、更に特別の理由ある場合には強制清算に附すべき事を定めた。

一九一六年八月二十六日、伊國政府は勅令實施の爲に特別委員會を作り、同時に内務大臣は各地方長官に通牒を發し、土耳古帝國人民にして土耳古人に非る者例へば「シリアル」人及アルメリア人の如きは協商國に對して友好的感情を有する限り其營業を庇護すべき旨を訓令した。

(ハ) 無体財産權の取扱

特許、意匠及商標の權利を保護すべき事は齊しく「ビユーコー」協約に於て留保せられて居たが、伊國政府は右協約調印後數日を經た一九一五年五月二十六日に商務省令を以て敵國人の總ての特許權を戰爭継續中停止すべき事を定めたにも拘らず右協約のみは例外的に久しい間遵守せられて居た。併し當時國防上の利益に使用せられる總ての特許權は政府の權限に依り收用せられ、伊國人の發明に係るものも同様處置せられた。

尚獨逸人の特許權所有者に對しては、相互行爲に對する顧慮の上から、

一九一五年六月二十日の勅令を以て期限の延長及更新を認許したが、新著作權の登錄のみは平和締結後まで中止せられた。

併し其後無体財産權の取扱に就ても政策一変するに至り、一九一七年三月二十二日の勅令に依り戰爭継續中敵國人若くは敵國商店の特許權は、其の權利者の承諾を要せずして異議審査委員の報告に基き、商務大臣に於て處分し得る事となつた。

(四)

葡萄牙

(イ) 一般の取扱

(イ) 船舶貨物の處分

葡國政府は既に宣戰以前に於て獨逸人の財産處分法に腐心し、一九一六年二月下旬、英國政府の嚴重なる旨公式の煽動を受けるに及んで、葡國諸港に碇泊せる船舶の差押を命ずるに至つた。是れは明かに関係両國に間に定められた相當の賠償に對して豫め承諾を得べき義務ありと規定した獨葡通商條約を無視しての手段に外ならなかつた。即ち葡國は一九一六年二月二十三日の命令第二九九號を以て、愈愈發處分に出で、葡國委員會に命じて單獨的に賠償額を定めたが、右命令に基き早くも其の翌日には特別命令を以てリスボンに於て三十五隻の船舶を差押へたのを手初めとして、同年七月十日までに總計汽船七十二隻、其の登錄噸數合計約二十四萬五千噸を差押へるに至つた。

斯くて獨逸の抗議も効を奏せず、遂に一九一六年五月九日獨逸に依つて宣戰が布告せられるに至つた。

一九一六年四月二十六日には命令第二三五〇號が発せられたが、是も亦敵國人の財産に對する一切の處置の基礎となつたものであつた。右命令中にある船舶に関する規定を見るに、宣戰布告の當日葡國の水上に浮ぶ且軍艦に改造し得べき獨逸商船は悉く之を捕獲審檢所或は技術に関する委員會に交付して檢査を行はしむべきものとした。

其の後政府の態度は漸次嚴格となり、遂に前記命令第二九九號の賠償に関する規定も亦全く廃棄せられるに至つた。

一方船舶内に存在し或は既に陸揚げせられた貨物は所有主の國籍に應じ

て取扱を異にしたが、一九一六年二月七日の法律第四八〇號及同年三月四日の命令第二二五三號に基いて徴発せられなかつた財物に限り、貯蔵管理の上戦争後に於て無賠償にて返還せらるる事となつた。併し保管及貯蔵に困難なる貨物は税関を仲介として競売に付する事を得、其売得金は出處を記入せる表と共に一般貯蔵銀行に寄託すべきものとした。又聯合諸國或は中立諸國の貨物は賠償無くして徴発せられたものに限り、関係地方長官より規定期間以内に申出ある場合には担保付又は無担保にて之を引渡す事を得せしめた。

(2) 一般私有財産其他の處置

次に一般の私有財産に對しては強制管理を施行したが、之に依り凡そ敵國人の財産は其の動産たると不動産たるとを問はず、總て差押へを受く可きものとなつた。

一方敵國人の関係する法律行爲は宣戦布告の日より原則として無効なるべき旨宣告された。唯贈與又は遺言に関するものは例外として効力を認められたが、右に依り譲渡された財産も亦強制管理に付せられた。

更に敵國商店に関しても種々規定が設けられたが、以上命令中の諸規定には不明確なる個所が多かつたので、一九一六年五月五日命令第二三六六號を以て、大蔵省中に敵國人財産監督部と称する中央機関を設置するに至つた。其の職務は敵國人の財産を確定する場合に之が監督を爲し、出來得る限り清算を速かならしめ、又管理人の監督を行ひ、管理人、占有者、並に商事裁判所の書記を指圖し、更に大蔵省の命令に依り其他之に関する一切の權限を行ふものとした。

此の結果初めて從前と異り私有財産の一般に亘つて清算を行ふべく宣言されるに至つた。

葡國の企業に於ける敵國人の持分及利益は、其種類の如何を問はず既に以前より登記及強制管理に付せられて居た。此種會社の管理を規定する命令第二三五〇號に據れば、敵國人の有する此種の諸權利は、戦争の持續する間は破毀せられ、葡國政府が代つて右權利を行使すべきものとなつて居た。

次に葡國殖民地に就て觀るに、一般に敵國人の取扱は本國より寛大にあり、監督局を設けて敵國人の財産を監督するに止めた地方が多かつた。

(ロ) 敵商店の取扱

一九一六年四月二十日の命令第二三五〇號は、所在地の葡國たると外國たるとを問はず、凡そ敵國民の関係せる商事會社、合資會社等其他一切の企業並に敵地に本店を有する支店、及び敵國人と爲做すべき法人は、命令の目的上敵國民と同等に取扱はるべき旨を規定した。而して敵國人の関與の範圍は之を顧慮せず、如上の諸商店は總て登記と強制管理とに付せられた。

然るに一九一六年四月二十三日の命令第二三五五號は、大藏大臣の取引禁止命令の例外として、凡そ公共的利益を有する會社、企業並に施設は經營を継續せしめ得べき旨を明白に宣言し、更に一方に於て右以外の企業に對しては強制解散を命じ得る事とした。

強制管理に附せられた會社は頗る多く、差押へを受けたるものは殆ど全部強制管理の處分を受けた。一方強制解散を命ぜられた企業は一部又は全部として賣却せられ若くは清算に付せられる事になつて居た。

(ハ) 無体財産權の取扱

一九一五年十一月九日特許期間は一般に延期せられ、其期日は戰爭終結後定められる事となつた。

葡國が戰爭に參加すると同時に、無体財産權の取扱は命令第二三五〇號を以て規定されたが、是に據れば、敵國民は今後、工業上の保護權を取得し、或は委託し得ざるのみならず、新に工業を経營し、又新に專賣特許權を利用し、且つ商標を使用する事をも禁ぜられるに至つた。

但し公共的利益の存する場合には、政府は著作權を利用し、或は強制管理人又は他の適當なる機関に命じて之が利用を委任し得べき事とした。尚敵國民の工業上の著作權の取得、更新及喪失に関しては戰爭狀態の期間は之を算入しない旨定めた。

右規定は一九一六年六月十七日の命令第二四五四號を以て、獨逸の同盟國に對しての適用を認め、又同年七月十三日の命令第二五〇四號に依つて殖民地にも適用される事になつた。

(五) 露西亞

(イ) 一般の取扱

露國は大戰以前の諸戰爭に於て私權の不可侵を明かに認めて居た。又歐州大戰當初に於ても諸敵國國民の私有財産を毀損せざる旨聲明せるにも拘らず、其後に於ける戰時立法の態度は無法の限りを盡した。

該戰時立法は唯に敵國自然人及法人のみならず、更に進んで祖先が独逸人移民たりし露西亞人にも適用するに至つた。

敵國財産の一般事項に關する最初の戰時法律は一九一四年十一月二十八日（露曆十一月十五日）に発布され、主として支払禁止に關するものであつたが、更に露國以外に在る敵國人の委任に依つて銀行其の他の貸保管庫を開く事を禁ずる規定も含んで居た。次で後述土地所有に關する法律が発布されたが、一九一五年六月四日（露曆五月二十二日）、露國皇帝の命令によつて、愈〻敵國民（法人を除く）の財産を制限する事となつた。即ち一切の金融機關に対し、國家監督の下に立つ企業以外は、除外例の存在せざる限り、敵國民の爲めに一ケ月五百ルーブル以上の有價證券或は現金を交付する事を禁ずるに至つた。

更に敵國民に対して保管車を貸し、或は借りたる保管車を彼等が開閉することを禁じた。其他在庫品に関する技術的規定を設けたが、一九一六年五月二十六日（露暦五月十三日）露国々境内に在る敵國人の財産は、其個人の所有物たると、會社の所有物たるとを問はず、又所在地の遠近に拘らず、凡て二ヶ月以内に、此の目的の爲に組織せられた大藏省内の委員會に届け出づべき旨規定するに至つた。

右規定に関聯し、一九一七年二月二十一日（露暦二月八日）株式會社に就き細目規定が設けられたが、其の実施を見ずして政府は崩解の運命に遭遇した。

(ロ) 敵商店の取扱

(イ) 敵性企業の監視

開戦後直ちに数多の敵商店持主は、其事業を第三者殊に中立國人に賣却したが、此の事は端なくも露國の経済社会を刺戟し、彼等は政府に向ひ、敵國人の企業に対して排斥方法を講ずべきことを要求した。併し露國政府が敵國人の企業に対して執つた政策は、決して他の聯合國のそれと同じからず、露國々情に適應せしめ様と努力した。例へば露國は敵國人の工業の生産に負ふ所が多かつた故に、若し敵國商店を何等の顧慮なく閉鎖すれば、其の打撃は却つて大きかつた。一九一四年十月既に司法省内に一委員會を組織し、経済界に於ける敵勢力の程度並に現在の法律上の地位に基き、敵國人の企業に対して取るべき歩調を定めやうとした。其の結果、敵國企業をして安全に持續せしめるには先づ露國の利益に合致せしむるやうに其の経営を行はしめるにありと爲し、彼等をして國家の監督或は指揮を受けしめる事とした。

敵國人の企業を監視する者は大藏大臣の任命した監督官で、一九一四年十一月二十八日（露暦十一月十五日）の法律に基いて監督を行ひ、其の目的は、單に敵國人に対して支払を爲さしめざらんとする点に存した。

監督官の監視を受ける者は、輿洪國或は獨逸に設立せられ、露國に於て営業を許可せられた株式会社、宣戦當時輿洪國或は獨逸國人の人的責任ある社員を有する合名商事會社及有限責任会社並に露國以外に居住する輿洪國或は獨逸國民の所有する商業企業及工業企業の收入及支出であつた。

次で一九一五年三月二十九日（露暦三月十六日）の特別法に依り、初めて商工業に関する企業を一般的に監視する監督官の任命を見るに至つた。

右法律に基き、大藏大臣は露國の株式會社及其の持分を有する会社にして株主或は管理者中に敵國民を含むもの、或は株式又は経営を非敵國人に実際に引渡したと云ふ確証無きもの、社員中に敵國人の社員を有する合名商事会社、合資會社、並に露國居住敵國民に属する個人経営の商工業的企業に対し、政府が監督を行ふ事とした。尚唯一人の敵國人の関係者が存在する場合にも、或は敵國人の関係者なくとも、敵國の利益となる虞れある場合にも直ちに政府が監督を行ふ事になつて居たので、之に依つて、露國より獨逸人の勢力を一掃せしむべき法律上の基礎が確定したものと言へた。

更に一九一六年一月二十九日（露暦一月十六日）に至り、閣議は露國皇帝の裁可を経て、従来政府の監督に関して発布された諸法律を綜合集成し、之を機として監督を受くべき企業の範囲を拡張したが、爲に戰爭前に敵國民の代理者たりし商店も其の余波を受くるに至り、終に政府の監督は、強制解散の宣告を受けた商店にまで及ぶに至つた。

(2) 強制管理

露國政府は單純なる監督のみにては到底充分に其の利益を保証し得ない事を覺るに及び、露國も亦強制管理なる手段を用ふるに至つた。

初め右強制管理の基礎となつたものは、平時に於て、外外の場合に適用される強制法で本来土地所有に適用されるものであつたが、諸官省及司令長官は該法律に基いて工業上の経営に対して強制管理を行ふに至つた。

併し後に至り、強制管理の基礎を成したものは一九一五年七月十四日（露暦七月一日）の法律で、露國株式會社に於ける敵國人所有株の徴收を主眼とし、清算等に関して、稍詳細なる規定を含んで居た。

右強制管理は露國に於てはさまで頻繁に行はれず、一般に政府は監視に依り或は強制解散を命じて事を決した。

(3) 營業停止

一九一五年一月二十四日（露暦一月十一日）の法律に依り、營業停止が規定せられた。

元来露國に於ては商業、工業並に工場の経営には營業認可を必要としたが、右法律発布以来敵國民或は敵國民を社員とする合資會社並に外國法に依つて設立せられた會社に対しては此の認可を取消し、商業的経営並に個人の營利的行

為を禁止するに至つた。

露國に於ては敵國人の工業的企業に対して閉鎖を命ずる事をしなかつたが、此種企業の営業中止は露國にとつて害あつて利なきを知つた為めで、之に倍額の営業稅を課する程度に止めた。

然るに一九一五年五月二十三日（露暦五月十日）發布の清算法が実施せられるに及び、工業経営に対する強制清算も亦有利なることを発見するに至り、遂に一九一五年十二月三十日（露暦十二月十七日）一法律を発布して、工業的企業を経営する敵國民、敵國人の社員を有する商事会社、合資会社及敵國法に據り設立せられた会社に対しては尓今営業鑑札を交附しないこととした。

(4) 敵國人関與の露國株式会社の取扱

商業的及工業的企業の閉鎖並に清算に関する法律中には、露國法に依り設立された株式會社は其の株の全部又は一部が敵國人の手に在る場合も例外として取り扱はれた。併し、其後政府は之に対しても強硬なる態度を執るに至り、一九一五年七月十四日（露暦一日）附法律を以て、國家の利益を害する惧ある敵國人勢力を除外せんが為め、敵國人の関與せる露國株式会社を強制管理に付

或は之を解散せしめ得ることとした。而して本法は敵國人の出資額著しく多き場合に適用され、敵國人の持分の存續が危險なる時に限り清算を命ずる事となつて居た。

併し、株式会社に対して命ぜられた清算は露國に於ては徹底的に遂行された試しがなく、敵國人の出資大ならざる企業には、他の方法を以て敵勢力を無力ならしめる必要が生じた。

此の目的を以て政府は一般に敵國人の新株請求權を困難ならしめんとし、敵財産の處分權を有する銀行並に公の機関に対し、廻状に依つて露國に在る旧株式を、新株式請求の為め敵国人が利用することを妨止した。更に一九一七年一月初旬、大藏大臣は商務大臣に提案して、法律を以て敵國人株主の新株請求權を排除し、且是等敵國人株主の除去に関する規定の改訂を行ふべき事を迫つたが、数週ならずして閣議の決定する所となり、一九一七年二月二十一日（露暦二月八日）遂に露帝の裁可を見た。而も其後是等会社の清算は遅々として進捗せず、未だ殆ど總ての清算が遂行せられざる中に、彼の革命が勃発した。

(5) 革命後の處置

新政府の方針も亦從來のそれとは別に愛つた所が無かつたが、株式会社及び諸會社に於ける持分に関し、外國人並に猶太人に対する法律上の制限は將来に向つて之を廃止した。

然るに同時に新政府は、敵國民をして企業及財産を管理せしめ又は監査に関與せしめざる事、殊に彼等を取締役、監査役、代理人、販賣代理人、年護人、技師等に就任せしめざる事、更に開戰以前に会社に在職せる者も、決して使用人として雇傭せざる事を定款中に記入すべき旨定めた。

併し政府の監視は革命以来緩和されたのは事実にて、監督下の企業も旧政府よりも遙に自由を認められるに至つた。

一方清算に就ては革命に依つて何等制限せられる事なく、関係官廳に依り清算處分が續行された。

(八) 土地所有権の取扱

露国に於ては一八八七年の法律に依り、既に平時にあつても外國人の土地所有は制限を受けて居た。

即ち国境の諸州のみならず、其他の地方例へば黒龍江省に於ても不動産を取得する事を禁ぜられて居た。

併し右規定は必ずしも嚴格に遵守せられた訳ではなかつた。富裕な独逸系の農夫は當時諸地方に広大なる土地を所有し、其の数は約百五十万人に又び、所有地は約五百五十万ヘクタールで独逸風の植民地を形成して居た。

敵國人の土地所有を制限した戰時立法の基礎を成したものは、開戰後間も無く農務大臣の提出した覚書であつた。

一九一四年十月五日(露暦九月二十二日)露帝は先づ勅命を以て、將来に於ける敵國人の土地所有権取得を禁止したが、輿論及新聞紙は之に満足せず、賠償付又は無賠償にて敵國人の所有土地に対し強制徴收を行ふべき事を要求した。

一九一五年二月二日の閣議は露帝の裁可を経て広汎なる決議を公にしたが、此の決議の一部は、右の如き輿論に應じたもので、主として一八八七年の法律に於て規定した敵國人に対する制限を全國に敷行したものであつた。即ち將来に於て敵人及敵会社の土地所有権取得を禁じた点は前記勅命と同じであつたが、敵会社と看做すものは敵國の法律に據つて設立せられ、露国に於て許可せられた以外に、更に敵人を社員とする一切の商事会社及合資會社を含ましむるに至

つた。

次に右法律の第二部を形成する事項は前記墺洪國及独逸より移住した独逸系移住民に関するもので、一八八〇年後、此の国に歸化した敵國系露國民に対して、外の諸外國人に対すると同じく、將来土地所有權或は都市住宅地以外の土地に関する諸權利の取得を禁じたものであつた。

同法第三部の規定する所に據れば、此種國民の現在所有する土地が、獨逸及墺地利の国境より百五十ウエルスト（約一五〇キロメートル）、或は北部、南部及海岸地方に於ける国境より百ウエルスト以内に在る場合には清算に付せられる事となつて居た。

而して一切の国際法上の原則と最も矛盾して居た点は、右の三規定を、占領せる敵地にも適用すべしとして居た事であつた。

尚戰爭の継続中右規定の適用を受けないものは、唯スラブ系に属する敵国民、若くは其の祖先が露國軍に從つて武勲を立てた事を証明し得る者に限られて居た。

次に鉱業に関する諸種の權利は不動産として取扱はれる事なく、森林の利用に関する權利と共に動産と認められたるが故に、是も亦取得し得ない事となつた。

(二) 無体財産權の取扱

露國は工業上の著作權保護を目的とする国際協定に加入して居なかつたが、独露通商條約に於て独逸人は露國人と同等の權利を有する事が認められて居た為め、此の点に於て独逸人の利益は保護されて居たが、一九一四年八月十五日（露暦七月二十八日）に至り、勅令を以て右條約を單独的に廃棄し、更に一九一五年三月六日（露暦二月二十一日）閣議は露帝の裁可を経て敵國民に対し、工業上の權利保護に関する特權を與へざる事を決議した。

一方、國防上價値ある敵國人の特權は無賠償にて國家の所有に移した。

(六) 北米合衆國

(イ) 一般の取扱

一八二八年の普米條約は、戰時に於ても尚私有財産の保護を保証せるもので、從来一般に遵守せられて来たが、米國政府は右條約の効力を敵国船舶の上にまで及ぼす事を拒否し、且つ右條約が独逸側より屢々毀損せられた旨を抗議し

た。爰に於て米国は開戦後直ちに、一九一四年八月以来米国の諸港に碇泊して居た独乙商船を徴発した。

斯くして抑留せられた船舶は総噸数一二五、〇〇〇噸。ボストンでは六隻、七八、〇〇〇噸。フィラデルフィア、六隻、三六、〇〇〇噸。バルチモア、三隻、三一、〇〇〇噸。合計九十四隻、六十万噸で、其の價格は大蔵省発表に據れば約五十万弗に達するものであつた。

之に加ふるに、比律賓、ポルトリコ等にて抑留された船舶も多数に上つた。

船舶以外の財産は尓来何等の危害も加へられなかつたが、一九一七年四月に至り、株式取引所員は、其独乙人顧客の勘定残高を記載せる書類の提出を命ぜられた。更に政府をして敵國人の財産の一般的差押を為さしめ、以て独乙の態度に対抗すべしとの輿論が起るに至つた。之は独乙に於て米國人の財産が政府の為に侵害せられた事に対する報復として主張されたのであつた。

(四) 敵商店の取扱

次に敵國商店に関しては、一九一七年四月下旬、是等商店の將来に於ける行動を規定する法律案が作成せられた。

右に依り独逸会社の米國支店は今後と雖も営業を継續し得べきも、純然たる独逸会社は解散せられる事となつた。又、監査官を置いて此種諸会社並に国内に居住せざる独乙人財産の監督及管理に當らしめる事になつた。

更に一九一七年四月独逸保険会社は寄託預金を担保として営業を継續する事を許可されたが、一万弗以上の支払は禁止された。

又銀行は政府の認可を経ずして会社の振出した高額の小切手の支払を為し得ず、更に此の種諸会社の幹部員たる米國人は如何なる場合と雖も、認可を経ずして外国に送金し、又敵國人或は其同盟國人の計算の為めに信用貸を為す事を禁ぜられた。

無体財産權に就ては特許局長の聲明に據れば、他の財産と同じく侵害を蒙らない事になつて居た。

(七) 独逸

(イ) 敵國課税品の取扱

一九一四年八月三十日を以て佛國大蔵省は独逸人及墺國人の所有に係る関税賦課品を一時抑留し、之を没收して國庫の為めに之を賣却する事を得る旨の命

令を発した。独逸私有財産に対する此の佛国の行動及其他の敵国の同様なる行動に対し、独逸は一九一四年十月十五日、敵人の有に係る課税品の取扱に関する布告を公布して、英、佛、露、白耳義及び是等の諸国の植民地に住所又は本店を有する自然人又は法人の計算に於て、独逸帝国内に存する貨物は一時抑留し、帝国宰相は報復手段として是等物書貨物を没収することを得、没収貨物より内国に住する者の債物に関する費用請求権を、優先弁済せらるるものとすと規定した。

(ロ) 敵企業の取扱

一九一四年九月四日附、外国企業の監督に関する布告は、地方の中央官廳が獨逸帝国宰相の同意を得て、敵国の指揮又は監督し又は其収入の全部若くは一部が敵国に流出すべき企業及其支店にして、其管轄区域内に住所を有する者に対し、報復の方法によつて監督者を任命し得る旨を規定した。

此の監督者は、企業者の所有権其の他私法上の権利を監視し、戰爭中獨逸の利益に反する方法に於て営業を営むこと、殊に何等の財産をも其外国に放出することを得ざらしめた。（第一條及第四條）外国企業に対する監督は、私営保険に関する独逸帝国監督官廳により行はれ、英、佛又は白耳義に本店を有し、獨逸に於て被監督義務に服する外国保険会社の總ての支店に対して実行せられた。其の数は英国会社二十三、佛国会社四、白耳義会社二、此の外本店より見れば獨逸保険会社なるも、其の株式資本の大部分を英人の有する会社が若干あつた。

又別項の如く佛国は、獨逸企業財産全部の差押を命ずる法例を発布したが、獨逸も之に対し一九一四年十一月二十六日附佛国企業の強制的監督に関する布告を公布して、全部的又は一部的佛国企業、並に獨逸に於ける其営業所に対する強制監督殊に独逸に存在する佛国々民の全財産に対する強制監督を許す旨を宣言した。

(ハ) 無体財産権の取扱

独逸帝国臣民の特許权及商標权に対する英国の行動は、獨逸新聞紙の論争を惹起したが、同国政府は之より生ずる諸問題に付意を用ひたが、特別の対抗策は講じなかつた。

第五節　反獨運動

(一)　英國

開戰と共に英國は道德的顧慮を度外視し、獨逸の經濟的利益の侵害を目的とする該戰爭に對し、有利なる輿論を作らんが爲めに極力意を用ひ、國民集會、新聞紙、營業者團体、議會等に於て「獨禍」の極めて怖るべき所以を鼓吹した。一方英國の經濟生活より獨逸勢力を剿滅せんが爲め、種々なる團体が次々に設立せらるゝに至った。

其中で「反独貿易同盟會」なるものは、先に一外人の手に依り營利の目的を以て設立せられた「反獨同盟會」と稱するものの後身で、幾何も無くして財政上の系因で解散した。又一九一五年に設立せられた「反独聯合會」なるものがあったが、後に至り「英帝國聯合會」に合併された。

是等は或は文筆及演説に依り、或は檄文廣告に依り独逸品を取扱ふ商人、其使用人、商會員、會社役員等に對し、總ての独逸生産品のボイコットを爲すべしと盛に慫慂した。彼等は此運動を外國特に植民地にも及ぼした。同運動に對し

ては諸方面より反對起り、殊に「民主的管理聯合會」なるものを組織せる勞働者團体より反對を蒙ったが、其の爲めに此の運動の勢力が衰へる事も無く、却て戰場に於ける連戰連敗や潜水艇戰殊に「ルシタニア」号の撃沈等が相連いで影響し、寧ろ其の勢を增大せしめた。　更に職業組合も此の排独運動に公式に參加するに至った。

此の運動に対して更に大なる影響を與へたのは一は「統一電戰時委員會」附屬の「敵勢力調査委員會」で、之は政府に独逸人所有財産の酷遇を建策する目的を以て一九一六年十月初めて設立せられたものである。他は独逸商店の活動を制限し又は之を不可能ならしめんが爲め、英國が歸化法を変更した事である。

尚又倫敦の市參事會に於ても敵國勢力排斥のため、特別委員を任命し、政府に與國人以外の者の官吏たる事を禁ずべき旨を進言した。

諸種の營業者團体も亦之と略同様の態度を執ったが、此の大勢に反抗して成功した唯一の團体はロンドン電氣業聯合協會で、取引契約を唯英國生産品のみに制限するは不可なりとして之を拒絶した。反之右以外の營業者團体例へば英國電氣業及聯合製造業協會の如きは、商品の原産地檢査のみならず、更に進んで政府をして敵性商業に對し禁遏手段を執らしめんが爲め、演説其他の方法に依り、如上の一般的反独運動に對して組織的加勢を与へた。

又各地の商業會議所も此の運動に加って活動した。併し是等組合及商業會議所は敵人の商店員及會員を数多包容して居たので、其後間も無く是等敵人を排斥する擧に出で、或は之が除名を快議し、或は其の將來に於ける入會を不可能なりしめた。而して之と同時に嘗て敵國民たりし歸化人及全部又は一部が敵人の出資に係る商店等に對しても亦同様の処置に出た。

又電氣工學會、採鑛學協會、鉄及鋼鉄研究所、化學協會等の如き經済上及學術上著名なる諸協會も右と同様の處置を採り、時には幹部の反對なるにも拘らず多衆の意思に押されて、斯くの如き態度に出たものであった。

就中倫敦株式取引所に於ては、巨多の敵國民及嘗て敵國民たりし者を除名し、取引行爲を中止せしめるに至った。

又各都市の自治團体も此の經済的不買同盟運動に賛同し、マンチェスター市等を始めとして、將來の取引契約には敵國商品を除外すべき旨の決議を爲せる都市が數多あった。

植民地に於てはさまで激しくなかつたが、本國と略同様の運動が行はれ、独逸勢力の影響の少なかつた加奈陀に於てさへも一九一六年には一の反独同盟が成立した。又南阿に於ても略同時に「英國愛國貿易協會」「消費者同盟會」なるものが設立され、其の會員は独逸商品の駆逐に努むべき義務ありとして居たが、一般社會の反独運動の魁となつて行動した。

又一労働者首領に依り指導せられて居た濠洲に於てすら、政府は國民に先つて

更に独逸の直接の競争者たる英國商人は屢々植民地の開港場に於て、赤裸々な利己心から強力を以て独逸商品を破壊し、且つ向後に於ても之を排斥すべき事を政府に要求した。

斯の如く到る所に於て、対敵運動が殆ど專ら独逸商業の排斥を目的として行はれたが、之は独逸が同戦争の軍事行動上独逸側同盟國の指導者たる地位を占めて居たからばかりではなく、対敵関係の裏面に経済政略上の理由が潜んで居たからであつた。

(二) 佛國

佛國に於ける組織的反独運動は、実際上の目的に向つて、努力する英國に於けるより遙に廣汎なるものであつた。

佛國に於ては自國が独逸に依つて経済的「侵入」を蒙る所以を力説し、之に対して救済策を施し、以て佛國自身の経済的侵略に対し進路を開拓せんとしたが、此の目的を翳して多数の團体が発生した。一九一四年九月「刺繍、レース及組紐工商擁護委員會」の成立を始めとして佛國利権擁護協會、佛國經濟利益擁護反独同盟、佛國商工業擁護同盟、反独同盟、新佛蘭西協會、特に植民地經營を目的とする經濟同盟、反独財政戦協會、文化及經濟擁護反独國民同盟、佛國反独倶樂部等が相踵いで設立され、右の外更に地方的性質を有する諸團体も續出し是等は各自其の機関誌を刊行するを常とした。

右の外祖國佛蘭西婦人購買組合は、巴里の百貨店が商品の原産地の疑はしからざる事を組合員たる顧客に示す明細書を作成すべき事を決議し、且つ佛國婦人は悉く之に加入すべきものとした。又佛國婦人十字軍なる協會も右と同様たる事を企てたが、既存の經濟的及政治的團体が是等を支援し、佛國氣質が之に拍車をかけて、独逸製品は爾後一歩も國内に入り得ない状態となつた。

更に是等諸團体を統轄する爲めに一九一五年二月佛國經濟權擁同盟聯合會なる中央機關が設けられたが、一九一五年十一月十四日には商務、土木及文部の諸大臣を名譽總裁として反独會議が開かれ、次いで一九一五年十一月二十八日反独倶樂部は反独團聯合の創立を試みたが、一九一六年四月遂に故商國に於ける二十一箇の反独團体に依り反独國際委員會なる國際的中央委員會が組織せられるに至った。

又新天の佛國実業界より独逸人を排斥せんとする運動も多く行はれ、商用旅行者に誤慌し、土地所有權の獲得を困難ならしめ、會社設立の際には佛人の最小投資額を規定せんとする希望もあって、巴里商業會議所すら外國人の滞在を困難ならしめん事を要求した有様であった。而して協會、會社、專門團体等は之と相提携して独逸人の除名を実行した。

(三) 伊太利

伊太利に於ける反独運動は一九一六年より公然開始されたが、其以前に於ても新聞及國民の輿論は、独逸と經濟關係を持續する事に公然反對し、政府は秘密裡に此の反独運動に協力して居た。

反独運動を組織的ならしめる目的で設立された反独團体は多数に上り、就中ジェノアに於て成立した伊國反独運動同盟は、特に伊國に在る独逸商店の探査摘發に努めた。右の外ローマ、ナポリ、トリート、フロレンス、ミラノ等に於ても諸種の反独團体が設立され、更に小村落に於てすら此種團体が出現し、各々其の地方より敵國人全部を退去せしめる事は勿論、中立國人さへも掃蕩せんとさへ圖った。

又學生社會に於ても同様の反独運動を見たが、以上の諸團体は一九一六年十月全部合同して、伊國反独同盟聯合と称し、其の本部をジェノアに置き、各地に委員會を設けるに至った。即ち伊太利の財政經濟及商工業の獨立を促進する爲の委員會をミラノに、伊太利の文化促進委員會をボロニアに、教育界より独逸勢力を駆逐する爲めの委員會をトリーノに、更に政治を監督する爲めの委員會をローマに設置した。

駐伊独逸大使ビュロー氏は斯る熱狂的運動の宣言並に他敵國との商業戰に於ける經験に鑑み、一九一五年五月二十一日即独伊國交の断絶する少し以前に、伊

國政府に交渉し、独伊間には一八九一年十二月六日の通商條約があつたにも拘らず更に一條約を締結した。

「同條約の内容は戦時に於ける人命及財産の相互的保護を現行の法律及法律上の原則に従つて保障し、且つ訴権の保護、清算並に差押を爲さゞること、工業所有権等を明に規定し、更に商船及其積貨の処分に関しては海牙條約第六條を適用すべき事を定めたものであつた。併し此の條約は公表されなかつた爲め一般國民の注意を惹かなかつたのみならず、其後伊國政府自身も秘密訓令を発して之を無視するに至つた。

既に一九一六年五月伊國政府は、独逸の軍事官憲が伊國人の國外旅行を阻止したる事を理由に、前記五月協約の拘束に対し全然自由なる事を留保する旨を声明した。而して一九一六年六月協商國の巴里経済會議開かるゝや、伊太利も之に参加し、同會議の決議發表後間も無く、伊太利政府は瑞西公使館を分して独逸政府に對し最早前記協定に拘束せらるざる旨を通牒した。茲に於て独逸諸銀行は、伊國人の債權者に對し支拂を停止するに至つたが、遂に一九一六年八月二十七日伊太利は遂に独逸に対し宣戦を爲すに至つた。

(四) 葡萄牙

葡萄牙は古来英國と緊密なる関係があつたが、同國も遂に大戦に参加するに至つた。

葡萄牙は開戦以来経済状態極めて悪く、聯合諸國に於ける輸入制限に苦しみ、一方多数の独逸船舶が同國諸港に碇泊して居たにも拘らず運送船の欠乏に悩み續けた。

葡萄牙に於ける独逸の経済的利益は少くなかつたが、一般住民間の反獨運動は極めて弱く親英的感情を抱くものは寧ろ少なかつた。

更に方三階級の如きも決して独逸主義を嫌悪しなかつた。

併し開戦後程經て、葡國商業界も自己の利益の爲め、遂に商業戦を避け得ざる状態となり、一九一六年七月商業協會は、諸敵國民並に敵國人の関與せる企業を排斥するに至つた。

斯くて一九一六年十一月十四日巴里經済會議の決議を批准し、翌年初には諸經済團体は「リスボン」に工業會議を開催し右決議に関して議する所があつた。

(五) 露西亜

露國に於ける反独運動は開戰後に至り初めて行はれたものではなく、一九〇四年独露通商條約締結後に既に其萌芽を發し、殊に開戰前新に通商條約締結の議起るや、各種の團体は擧って之を論じ、一般的関税率を高むべき事を力説し排独的傾向は愈火の手を擧げるに至ったのである。

反独運動は開戰と共に急速に発展したのみならず、又極めて峻烈なる色調を呈するに至った。

開戰當時此國に居住して居た独逸人は約二十万であったが、彼等は概ね手工業、工場労働者其他に過ぎなかった。從って其の活動範囲も小さかったにも拘らず、露國人は猜疑の眼を以て彼等の行動を注視し、唯実業團体のみは初より稍穏健な態度を持續して居た。

然るに戰爭の進むに連れて、是等諸團体も、聯合諸國の処置に刺戟せられて、遂に商業戰開始の運動を起すに至った。

彼等は所謂独逸の「保護」を免れんとして或は集合を催し、或は建白書を提出し、更に代表者を派して當局に迫り、以て敵國商工業に対して弾圧を加へる事を要求した。而して此際反独運動宣傳の貴重なる材料として利用されたものは独逸の生産物であった。

蓋し露國に於ては一九一六年十月に至るも独逸國との取引が跡を絶つ事なく必要に迫られて輸入する独逸品は決して少くなかったからである。

一九一四年に「一般同盟」なるものが成立したが、之は独逸主義破壊を以て其の綱領と爲し、各都市にも支部を設立した。更に一九一五年には「反独同盟」起り、翌年モスコーに其の事務所を設け、諸外國に於ける同種團体との聯絡を計ると同時に、独逸輸出商の依頼を受けて、露國に貨物を供給する中立國商店を發見する事を以て其の任務とした。

露國は外國への途を杜絶されて居た結果として、多数の独逸商店は露國の經済生活に於て重要な位置を占めて居た。從って政府も亦漸く独逸の經済的勢力の上に一大鉄槌を下さんとするに至った。

即ち一九一四年十一月に大蔵大臣はモスコー商人の代表者團に對して、政府は決して商業戰を爲す意思なき旨を声明しながら、後に至って嚴格なる立法を以て反独運動を援助し、且つ行政處分に依って更に其の充実を計った。

斯くて一九一六年四月には「キエフ」知事は信用銀行、貯蓄銀行、貸付銀行

並に銀行的の機関全部に對して、直ちに敵國人の組合員及借主全部を除外し、將來も彼等と關係を結ぶ可らざるべき旨を通達した。

更に信用局は銀行に命じて、獨逸語を通信に用ふる事を禁じ、斯くして獨逸語の新聞紙も漸次圧迫を蒙るに至つた。

株式會社も亦反獨運動に加り、殊に敵國人の加入を阻止するに務めた。又多數の株式會社は增資するに當つて敵國人に限らず、總て外國人の加入を拒絶せんとする手段を執つたが、聯合國人の如き外國人に対しても新株券の購入を困難ならしめ、又割當を少なからしめ、且露國の株主よりも高い相場にて株はしめる事とした。

敵國人の利益の阻害を目的とする政府の一切の政策に対し、其後成功の基礎となつたものは一九一六年六月十四日（露暦六月一日）に露帝の創設した「独逸優先權撲滅特別委員會」であつた。

本會の目的とする所は、敵國人並に其子孫の權利を制限する規則の實施に関し、國家及市町村の諸官廳及官吏の一切の行動を統一し、指導し且つ独逸勢力の除去に関する新方策を講じ、場合に依つては閣議に付せしめんとするにあつた。

斯る目的を達成せんが爲めに本委員會は著しい權限を附與されてゐた。即ち本會は會長を通じて直接に諸大臣及地方長官と交渉し、諸官廳、裁判所、公証人及企業者より報告を彙集し、且地方官廳及企業に於て書類の検査を行ふを得、更に一切の管轄區域に在る地方行政官廳に対して、當該問題の處決に関する方針を教示する權能を持つて居た。斯く本會には全權を與へられて居たから、其計畫を急速且無遠慮に実施するのに極めて好都合であつた。

敵國取引並に敵國人の財産の處分に関する露國の規定は總て例外として、國家基礎法第八十七條に基き、閣議の決定事項として通過せしめたものであるが、帝國議會及帝國參議院は一般に召集せられず、從つて露國皇帝の裁可を經て行はれた。然るに一九一七年五月に至り革命起り露國旧政府は瓦解し、自由、過激二党の政權爭奪となり、人心の意向は定まる所を知らぬ狀態となつたが、爲めに從來の反独運動も頓に氣勢を弱められるに至つた。

(六) 北米合衆國

米國に於ても亦反独運動と稱すべきものがあつたが、他の聯合諸國に於けるものと自ら其の趣を異にし、其の範囲も比較的一小局部に限られて居た。

米國に於ては戰後一般に國防上重要なる職務例へば運輸事務、海岸勤務等は独逸人を一掃せんと計つた。又紐育の保証トラスト會社の如きは、戰後直ちに独逸人の使用人全部に対し、無期限休暇を與へる等の處置に出でた

併し知識階級、新聞紙の如きは、徒らに英國の例に倣つて商業戰を挑み、敵國人の私有財産及敵國商店に対して一般的取扱を爲すの愚なるを主張し、唯戰時にあつて諸敵國の命の儘なるが如き大資本家の勢力增長を妨ぐるを以て充分なりと考へて居た

第四章　日本の對獨經濟謀略

第一節　日本の独逸商業対抗策

(一)　開戰初期の態度

開戰後最初の二年間に於て日本政府当路者の希望する所は、政治的戰爭の影響を經濟方面にまで及ぼさしめない事にあつた。

日独國交の断絶するや米官報たる「朝日新聞」は日本政府は敵國民をして居住並に商業の自由を享有せしむべき決意の旨を報道したが、実際に於ても、戰爭勃発の際、営業を禁止せられた独逸保險会社を除く外、独逸商人は一般に其の事業を継續する事が出来た。

即ち一九一五年日本政府は対敵通商に関し、聯合國と歩調を共にすべき事を慫慂し來れる英國政府の提議を拒絶し、一方在日英國代表者の質問に対し、日本政府は中立國乃至和親國所在の独逸商館との通商を禁ずる旨を公式に声明した。斯くて一九一六年末までは独逸商品は中立國を經由して視則正しく日本に輸入されて居た。

併し一方独逸への輸出は戰爭勃発以來全く杜絶するに至つた。

尚、英國のブラック、リスト及ホワイト、リストの拡布は政府に於て之を黙認し、英字新聞中には一部分之を掲載したものがあつたが、日本新聞に於ては殆ど之に言及するものが無かつた。

一九一六年八月、独逸人と密接関係を有する日本人の氏名を登録した英國ブラック・リスト中日本の部の公表に関聯して、警視廳は在横浜独逸商館店員及敵國民と取引関係を有する日本人若干名を召喚した。

尤も官憲は関係者に軍に最近英國より日本政府に対し、「日本人にして独逸商館と取引関係を有する疑ある者の取調を要求して来た旨を告知して、之に警告を与へた程度に過ぎず、尚一般人民にも公式に、対独通商に就き、注意を払ひ、以て其の氏名の黒表に登録せられるを避く可き旨を諭告したが、他方に於て彼等の行動に対して英國官憲の利益及せざる限り、依然独逸商館に勤続するも支障なき、旨を告知した。

遂に一九一六年十月二十五日、英國ブラック、リスト発表の結果多数の在日中立國商館は独逸人の代理店たる事を止め、又独逸人と事業上の関係を絶つに至つた。

(二) 独逸商人に対する壓迫

独逸商業の受けた最初の制限は、一九一五年七月二十六日より実施された禁令で、同禁令は日本船舶に在支敵國人発着貨物を積載することを禁ずるものであつた。

本令は倫敦に於て、支那、暹羅、波斯、セロツコに対するブラック・リストを含んだ対敵禁止令が発布せられたると日を同うして実施されたが、其の効果に就て観れば、該禁令指定の積荷は、当時独逸商館の計算を以て、日本人の名に於て行はれて居た為め、敵國人の貨物に波当せず、従つて当初、独逸商人乃至日本の汽船会社にとつて何等の痛痒を感ぜしめなかつた。

然るに日本政府の独逸商業に対する方針は、寺内内閣の成立以来一転換を来すに至つた。

蓋し大隈内閣に於ては概して國際公法上の規定を尊重し、且つ日本の利益を以て其の主眼としたるに反し、寺内伯は殆ど英國の方略に追隨するものゝ如く見受けられた。

即ち伯の就任するや間もなく多数の日本新聞に排独的論説が掲載せられる

に至つた。

更に日本実業界に於て政府の後援の下に、日本在住独逸商人の現在享有する覇権を剝脱せんとする有力な運動が起つた。是等独逸人の多数は其の商号を変更し、日本人名義を以て業務を継続して居たが、戦争の結果日本商館は従来未だ輸出した事なき諸国に輸出せられるに至つたので、新くの如き多数の名義上の日本商館が（其実は独逸商館）英国ブラックリストに登載せられる場合には、愈ひ此の好況なる輸出の継続を阻害せられるに至るべき事を悟了するに至つた。一方日本政府が独逸商人を比較的寛大に取扱つた原因は、若し反対の取扱を為すに於ては自国商業の発展を阻害すべしとの危虞より出たものであつた。

然るに最初抱懷して居た此の思想は、戦争の結果、既に日本の商業は独逸分子の排斥を以て、日本商人に一層好都合の機会を与へ可き方法なりと看做さるゝまでに発達するに至つた。

（三）取引及支払の禁止

斯くて寺内内閣成立するや、政府は直ちに独逸商業圧迫の方針を執り、其の第一着手として、大蔵大臣は横浜及神戸の独亜銀行に閉鎖を命じた。

尚右閉鎖命令は本邦銀行令第八條に依つて行はれたものであつた。

而して日本在留独逸人の預金支払を許可せられ度しとの請願に対し、大蔵省は一九一六年十月四日、横浜在留の預金人の名簿を徴取したが、結局次の金額の支払を許可したに過ぎなかつた。

独逸傷痍扶助賛金	九、六六八・〇八円
京浜在住独逸国民扶助賛金	四、六三三・九六
婦人扶助賛金	六七一・五一
独逸人家族教育費金	一、二六九・一七
独逸公金	三、五〇三・一一
合計	一九、七三五・八四

尚、横浜独亜銀行に対し左の規定が決定せられた。

本銀行に依つて管理せらるる物件に就ては明細書並に所有者の氏名を載録した書類を調製し、之を知事に提出する事を要す。

知事之を適当と認めたる場合には本銀行に対し当該物件を所有者に返還す

る事を許可す。

之に反し貸附金の取立及担保の償還及責却は之を許可せず。

又本銀行は日本の諸銀行に預け入れたる預金を回収すること を得ず。

預金に関しては銀行は是等預金者中特に金子の緊急なる必要ある者の氏名を知事に届け出づ可く、知事に於て必要と認むる場合は預金の支払を許可することを得。

次いで一九一六年十二月に至り、同議に於て、敵國民若くは敵國民の参加せる商館及企業者との取引禁止に関する規定の決定を見たが、茲に於て敵國の商品並に生産品の輸入も亦禁止せられ、敵國人との取引は其直接たると間接たるとを問はず、厳罰に処せられる事となつた。

政府は更に首相指揮の下に、中央同盟経済勢力防遏委員會を設けたが、後述の巴里經済會議決議実行委員會と同一のものであつた。

同委員會は敵國民との取引禁止に必要なる手段、ブラックリストの実施及敵國貨物の輸入禁止に就き議決し、其他聯合國側に行はれつゝある戦時禁制品目表と歩調を合はすべき事を討議した。

(四) 郵便及電信の使用禁止

次に政府の執つた手段は独逸人に対する郵便電信の使用禁止であつた。

一九一六年十二月十八日の日本官報には、外国郵便物、日支郵便物、外国電報、日支電報、外国無線電報、日支無線電報の取扱に関する左の規定が掲載せられ、一九一六年十二月二十五日を以て実施せられた。

(一) 敵国より発し、又に宛てたる物件及電報は郵便官署又は電信官署に於て之を送達せず。

(二) 敵國人より発し、又之に宛てたる物件は郵便禁制品とす。

(三) 敵國人より発し、又は之に宛てたる電報は電信官署に於て之を送達せず、

(四) 敵國人より振出し又は之に宛てたる郵便爲替は郵便官署に於て之が受拂を爲さず。

(五) 前第四號の規定は帝国に派遣せられたる外交官より発し又は之に宛てたるものに付、之を適用せず。

特に逓信大臣の許可を得たるものは亦同じ。

(六) 外国政文電報は其の本文末尾に発信人名を明示することを要す。

(七) 郵便物及郵便爲替の差出人若は受取人又は電報の発信人は、郵便官署又は電信官署の要求ある時は、其國籍及居所氏名を証明すべし。

ハ 本令に於て敵国と看做さる、ものは、独逸、独逸防守地、墺國、洪國、ボヘミヤ、ヘルゼゴヴィナ、土耳古及ブルガリヤとす。

(注、右は独逸人レオ・ウールリッヒの著述を飜譯せるものであるが、第ハ項は官報所載のものに從へば、「本令中敵國トアルハ敵國ト看做スベキモノヲ包含ス。敵国ト看做スベキモノハ別ニ之ヲ告示スL」とあつて、全然其の字句を異にして居る。)

第二節 青島及山東省に於ける経済活動

日本軍は青島占領と共に、港内の碇泊せる独逸商船等を没收し、其後日本船舶中に編入したが、一方在青島独逸人は一時営業を禁ぜられるに至つた。

更に一九一四年十二月、日本官憲は独逸人及墺洪國人の青島湾区域内に所在する所有物件處分權を剝奪すべき旨の規定を発布し、越えて一九一五年六月二十六日には日本軍憲は、独墺人にして開戦以来青島埠頭に所在する物件所有者たるものは、当該物件受取方を申出づ可く、其の際関係書類の呈示並に本令実施後の保管料支拂を要する旨の規定を発布した。而して申告せられざる貨物は之を競賣に附し、其賣上金は没收し、腐敗し易き物件は賣却して其賣上金は官廳に於て保管した。

右に続き朝日新聞は没收せられた独逸財産を約七千万円と評價した。

更に関税行政に関し諸種の命令を発し、内地人を督して、青島経済開発に努力した。

一方山東省も日本の対独作戦の影響を蒙つたが、山東鉄道並に一九一二年以来同鉄道會社が株式を所有して居た山東鉱業會社に属する維縣及鷺山の鉱山を占領した。

第三節 独領南洋諸島に於ける経済活動

日本は南洋諸島を占領するや、直ちに同諸島の経済的侵略に專心した。

斯くて各地の鑛山は日本人により採掘されるに至り、日本鑛業家は共同して企業に參加したが、「アンガウルし島の燐鑛の採掘等も、占領後は独逸人より日本人の手に移つた。

更に航海補助金を附與して日本との間に定期航海を開始せしめ、又マーシャル群島、ヤルート島の碇泊地を拡張せしむる等、同地の開發に努め、他方新占領地たる南洋諸島への渡航には嚴重なる規定を設けて、之を監視する等專ら独逸勢力を駆逐して、日本勢力の扶植に意を用ひた。

第四節　巴里經濟會議に対する態度

巴里經濟會議に先ち、豫て計畫せられて居た經濟戰爭に関する討議の爲め、前後二回の會議が開かれた。一は一九一六年三月二十七日より二十九日に亘り巴里に開かれた外交會議であり、他は同年四月二十七日より二十九日まで巴里に於て開催された第二回萬國議員經濟會議で、前者には日本よりも代表を送つたが、後者には送らなかつた。

本来の巴里經濟會議は一九一六年六月十四日乃至十七日に開會したもので前大藏大臣阪谷氏其他が出席した。首席代表は同經濟会議の決議に署名はしたが、當時日本の輿論不一致の爲め批准までに至らなかつた。然るに大隈内閣と交迭して寺内内閣となるに及んで態度は積極的となり、一九一六年十二月三十一日政府は巴里經濟會議実施に付一委員會を組織するに至つた。

同委員會は委員十九名より成り、大部分は國務大臣にて、其の下に特派委員たりし、内閣書記官長、法制局長官、各省次官及局長等であつた。

斯くて一九一六年十二月二十八日在東京佛國大使に対し、日本政府は一九一六年六月、巴里に開かれたる聯合國經濟会議を承認する旨を通告した。

即ち佛國政府が在東京同國大使を経て決議の報告を日本政府に求めて来たのに対し、日本政府は右決議を承認すると共に、聯合國同様特殊事情に依り例外を留保する旨を佛國政府に通告した。更に一九一七年五月十七日、日本は聯合國に亘して、ローマに召集されたる萬國議院通商會議に參加したが、同會議に於ては、聯合各國經濟同盟組織の適應、貨物原産地決定の方法、並に戰時損害相殺に関する法律の起草等が議題となつた。

參考引用文献

(一) 独逸人の観たる日本及聯合國の対独経済戦
独逸人レオ、ウーールリッヒ、ワルデマール、コッホ著
外務省臨時調査部譯

(二) 大戦当初の独逸戰政經済方策
大蔵大臣官房政經済調査課編

(三) 戰時經済論　森　武夫氏著

(四) 戰時統制經済論　森　武夫氏著

(五) 大戰國際法論（上、下）　小山精一郎氏著

(六) 近代國防の本質と經済戰略　陸軍省軍事調査部編

(七) 近代戰爭論　神田孝一氏著